

官報

号外 平成十九年六月十四日

○第百六十六回 衆議院會議録 第四十三号

平成十九年六月十四日(木曜日)

議事日程 第三十六号

平成十九年六月十四日

午後一時開議

- 第一 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第二 政治資金規正法の一部を改正する法律案(東順治君外五名提出)
- 第三 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第二 政治資金規正法の一部を改正する法律案(東順治君外五名提出)
- 日程第三 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

平成十九年六月十四日 衆議院會議録第四十三号

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律案

午後一時三十分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第一、特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長佐藤勉君。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

(佐藤勉君登壇)

○佐藤勉君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の適確

な実施を確保するとともに、将来締結する相互承認協定についても迅速に対応できることとする等の国内法の整備を行うものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る六月六日本委員会に付託され、翌七日菅総務大臣から提案理由の説明を聴取し、十二日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 政治資金規正法の一部を改正する法律案(東順治君外五名提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、政治資金規正法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長今井宏君。

政治資金規正法の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

(今井宏君登壇)

○今井宏君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、資金管理団体の政治資金の使途に関し国民の信頼を確保するため、不動産の取得等を制限するとともに、人件費以外の経常経費の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付を義務づけようとするものであります。

本案は、去る六月四日本委員会に付託され、五日提出者東順治君から提案理由の説明を聴取いたしました。八日民主党・無所属クラブより修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、本案及び修正案を一括議題とし、質疑に入りました。昨十三日質疑を終局し、討論の後、採決の結果、修正案は賛成多数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 本案に対しては、岡田克也君外四名から、成規により修正案が提出されております。

この際、修正案の趣旨弁明を許します。武正公一君。

政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する修正案(本号末尾に掲載)

(武正公一君登壇)

○武正公一君 ただいま議題となりました民主党・無所属クラブ提出の政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する修正案について、提出者を代表して、趣旨説明をいたします。(拍手)

今日、私たち政治家が取り組むべき喫緊の課題は、国民の政治不信を解消することです。そのためには、与野党の垣根を越えて、立法院である国会として政治と金の問題に取り組み、国民の疑念を払拭し、信頼を回復する措置を講ずることが求められています。そうした考えから、昭和六十一年の政治倫理綱領も国会として決めたところであり

ます。今国会は、佐田前大臣の辞任に始まる事務所費問題に端を発しました。松岡前大臣、伊吹大臣と巨額の事務所費が計上されていることは、国会議員であるとともに行政の責任者である大臣として説明責任が求められましたが、それは結局果たされませんでした。極めて遺憾であります。法律には不遑及原則がありますので、法律を厳しくすることと説明責任を果たすことは車の両輪である

と考えるからです。そこで、私たちは、与党よりも約三カ月早い三月六日、民主党としての政治資金規正法の改正案を取りまとめ、国会に提出いたしました。領収書添付を一万円を超えるものとし、対象はすべての政治団体という骨子であります。

しかし、先月三十日に提出された与党案は、規制の対象が資金管理団体に限られること、不動産以外の株式等については取得等の制限を設けていないこと、収支報告書への支出明細の記載や領収書等の添付を義務づける支出の基準額が五万円以上とされていることといった抜け穴だらけのざる

法であります。

そもそも、昭和五十一年に、添付義務の領収書の額を一万円から五万円にする政治資金規正法改正案に、与党である公明党は当時反対をしたのでありませんか。

きのう、一円からの領収書を保管し、税務署の立入検査を受ける立場のある事業者からは、じゃ、私たちは五万円以上の領収書でいいんですかと私は言われました。政府、総務省には政治家の事務所への立入調査権限はありません。政治活動の自由を保障するためと考えます。であるからこそ、政治資金規正法一条、二条にある国民の不断の監視と批判のもと、そして判断は国民にゆだねるため、より一層の情報開示を、みずから説明責任を果たすとともに、法的にも義務づけられなくてはなりません。

民主党は、与党案に対する修正案を倫理選挙特別委員会に提出するとともに、与野党で合意して政治資金規正法を改正すべく、今日、岡田克也民主党政治改革推進本部長が、石原伸晃自民党党改革実行本部長、東順治公明党政治改革本部長に文書で修正協議を呼びかけました。

石原、東の両氏からは、修正協議については委員会の現場に任せたいとの回答であったため、民主党は、少しでも合意の可能性が高まるよう、五万円以上という与党案のみ、政治家関連の政治団体に対象を限定するところまでおりて、十一日の筆頭協議に臨みました。結局、協議は不調に終わり、十二日、岡田克也民主党政治改革推進本部長は石原、東両氏に対し、再度、政党間の修正協議を呼びかけました。

案を真摯に検討するでもなければ、与野党合意に向けてみずからの提案を行うでもありませんでした。与党案は、経常経費を他の政治団体につけかえること、政治資金の受け入れを資金管理団体から他の政治団体に移すことが可能とされます。結局、与党は全く歩み寄らず、こうしたざる法をさる法のままとすることを選んだのであります。与

党側には、政治資金の透明化を求める国民の声に一切耳を傾ける気などなかったということであり

ます。そして昨日、事実上たつた二日間の委員会審議の後、与党は審議を突如打ち切り、採決を行うという暴挙に出たのであります。今国会十一回目の強行採決であります。委員長職権で立てられた委員会

は五十回近くに上ります。本会議も六回が強行で開会がされております。今回も、指摘されるように、与党国対の頭越しに官邸の指示があったとすれば、こうした事態を許すことはできません。何でも国会の運びに首相官邸が口を挟むこと、これを私は何でも官邸と名づけました。

事務所費問題に端を発した政治資金規正法改正は、立法院である国会としての責任と権威が問われる課題であります。行政府から指示をされる代物ではありません。

そこで、民主党は、政治に対する国民の信頼を回復するため、与党案の大きな抜け穴をふさぐ修正案を改めて本会議に提出することといたしました。

以下、修正案の概要を御説明いたします。

第一に、政党以外の政治団体による不動産及び有価証券等の取得等を制限することとしております。資金管理団体に限らず、政党以外の政治団体

について制限を課すとともに、株券その他の有価証券等についても取得してはならないものとしております。

第二に、政治団体による収支報告書の記載並びに領収書等の徴収及び領収書等の写しの収支報告書への添付についてであります。

まず、資金管理団体に限らず、すべての政治団体は、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費について、収支報告書に、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載するとともに、収支報告書の提出の際に、領収書等の写しをあわせて提出しなければならぬこととしております。

また、収支報告書への明細の記載並びに領収書等の徴収及び領収書等の写しの収支報告書への添付を義務づける支出の基準額については、現行及び与党案では一件五万円以上であります。これを一件一万円超に引き下げるものとしております。

第三に、施行期日等であり、この法律は、平成二十年一月一日から施行することとし、政治団体による収支報告書の記載並びに領収書等の徴収及び領収書等の写しの収支報告書への添付については、平成二十年の収入及び支出に係る収支報告書から適用することとしております。

また、政党以外の政治団体による不動産及び有価証券等の取得等の制限については、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとし、法改正前から引き続き所有している不動産及びこれと密接に関連する不動産並びに有価証券等については適用しないこととしております。なお、これらの不動産については用途その

他の個々の利用の現況を、有価証券等については保有の目的を収支報告書に記載しなければならぬこととしております。

議員諸氏が政治団体の支出を飛躍的に透明化させ、国民の政治不信を払拭することに賛同されるのであれば、私たちの提出した修正案に御賛同賜らんことをお願い申し上げ、私の趣旨説明を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 討論の通告があります。順次これを許します。高木陽介君。

(高木陽介君登壇)

○高木陽介君 公明党の高木陽介でございます。私は、自由民主党及び公明党を代表いたします。ただいま議題となりました自由民主党及び公明党提出の政治資金規正法の一部を改正する法律案に対しては賛成の立場から、民主党提出の修正案に対しては反対の立場から討論をいたします。(拍手)

皆様御承知のとおり、年頭から、政治資金管理団体にまつわる事務所費を初めとした経常経費の使途について、また多額の不動産の保有のあり方について、国民からその不透明さを是正するよう厳しく求められております。我が党は、この問題対処のため、国民の視点から、これまで率先して法改正に取り組んできたところであります。

さて、自由民主党及び公明党提出の法律案は、第一に、資金管理団体による不動産の取得等を制限するため、土地もしくは建物の所有権または建物の所有を目的とする地上権もしくは土地の賃借権を取得し、または保有してはならないこととしております。また、第二に、資金管理団体による

人件費以外の経常経費についての収支報告書への明細の記載及び一件当たり五万円以上の領収書等の写しの添付を義務づけることとしております。

特に、今回の資金管理団体による不動産の取得等の制限を盛り込むに当たっては、一部の議員による国民の感覚からは理解しかねる巨額な不動産を取得するための費用に、国民の浄財から成る政治資金が充てられることが適切なのか、また、資金管理団体による不動産の取得を通して、政治家個人が資産運用を行っているのではないかという世論が強まっているところであります。

こうした問題に対処するため、規制を設けるに当たっては、政治家が自身の政治資金の受け皿とするために指定し、また、特定寄附や個別制限、総枠制限がないという形で政治資金法上特別扱いされているといった観点から見て、約七万の政治団体のうち、政治家個人と一体性の強い資金管理団体に規制の対象を絞ることとし、それ以外の政治団体、例えば政治結社や業界団体の政治連盟、労働組合の政治委員会等、資金管理団体以外の政治団体に対する過度の規制とならないように配慮をいたしました。

また、経常経費にまつわる不明朗な支出について、その透明性を高めるための規制を設けるに当たっても、先ほど述べましたように、特に政治家個人との人的、資金的一体性が強い資金管理団体に規制の対象を絞り、政治活動の自由の保障や政治団体側の事務の負担にも配慮した次第であります。また、五万円以上としているのは、政治活動の経費との整合性を図るためであります。

このように、与党案の内容は、問題の焦点を絞り、規制するべきところは規制するバランスのと

れた妥当な内容となっており、賛成の意を表明するところであります。

他方、民主党提出の修正案につきましては、規制の対象が必要な範囲を超えて過度に広範であり、政治活動の自由に対する過度の規制となる懸念が大きいことから、反対を表明いたします。

民主党は、修正案で、追つかけるようにして、不動産所有の禁止を追加したり、経常経費に添付する領収書の額を、従来の一万元以上から与党案と同じく五万円以上へと主張を変えるなど、かなり迷走しているようであります。

報道によれば、民主党の小沢代表が、不動産所有がだめだと法律が決まったら、その法律に基づいてきちんと処分をする、所有が問題ということだから売却するなど述べ、本法案が成立した場合、所有する不動産が政治目的にかなった運用がなされているのかの細かな報告義務が課せられているためなのか、十億円を超える不動産を売却する意向を表明されたようですが、最近の地価の上昇等により、取得時の価格に比べて相当な差額が生じるのではないかと推測をされます。

仮にそのようなことになったとき、よもやその差額を御自身が所有されるようなことはないだろうとは思いますが、いずれにしても、国民の政治不信を払拭するために速やかな本法案の成立を目指してまいりたいとの決意を表明しまして、私の討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) 渡辺周君。

(渡辺周君登壇)

○渡辺周君 私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました自民党、公明党提出の政治資金規正法の一部を改正する法律案に反

対し、民主党提出の政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成する立場から討論を行います。(拍手)

昨年十二月、佐田玄一郎前行事担当大臣が代表を務める政治団体が、架空の事務所費を政治資金収支報告書に記載していたことが発覚し、大臣を辞任しました。安倍内閣は、発足早々、政治と金の疑惑まみれのスタートとなりました。

その後、政治団体の事務所費を初め、政治と金にまつわる不透明な問題が次々に発覚し、角田義一参議院副議長の辞任、松岡前農水大臣の自殺など、国民の政治不信、政治家不信は著しく高まっております。

だからこそ、こうした政治不信を払拭するため、私たち政治家に課された使命は、選良のブラインドにかけ、与野党の垣根を越えて、永田町の論理である政治と金の問題の抜本的解決に取り組む、国民の信頼を回復しなければならないのであります。

民主党は、三月六日、政治資金規正法改正案を取りまとめ、国会に提出しました。その後、約三カ月もおくれて、与党が重い腰を上げて改正案を提出しましたが、会期末ぎりぎりの審議日程を考えると、その本気度は疑わざるを得ません。それでも、与野党の成案を得ようと、今月六日に、岡田克也民主党政治改革推進本部長が、石原伸晃自民党政治改革実行本部長、東順治公明党政治改革本部長に対して、文書で修正協議を呼びかけました。

石原、東の両氏は、修正協議については、まずは委員会の現場に任せたいと回答したため、我々は合意の可能性が高まるよう、政治家関連の政治

団体に対象を限定することまでおりた議歩案を手に、筆頭閣議に臨みました。結果、不調に終わりましたが、十二日に再度、両氏に対して政党内の修正協議を呼びかけました。

こうした民主党の働きかけに対し、与党は、みずからの案を提示することはおろか、民主党案を真摯に検討することすらせず、ざる法をざる法のままとすることを選択しました。与党には、政治資金の透明化を求める国民の声に一切耳を傾ける気などなかったのであります。

与党の無責任ぶりと暴挙はそれにとどまりません。昨日、実質わずか二日間、七時間の審議のみで、質問は出尽くしたと与党は結局させ、委員会採決を強行しました。私も早くから法案を準備し、国民の声を聞く参考人質疑を求めていました。そうした要求にも一切耳をかさず、わずかな質疑時間でざる法を成立させました。まさに、衆議院で七割を占める、与党の圧倒的議席数を背景にした傲慢な暴挙と言わざるを得ません。

以上、これまでの経緯を説明した上で、与党案に反対する理由、民主党案に賛成の理由を申し述べます。

重ねて申し上げますが、何といつても与党案は抜け穴だらけ、ざる法と言わざるを得ません。政治団体の支出の透明化に資するものとは甚だ言えぬ代物であります。

第一に、与党案は、政治団体の事務所費等の支出明細の記載や領収書添付の義務づけの基準額について、一件五万円以上としています。五万円以上という基準では、明らかにしたくない事務所費等の支出を領収書の分割によって隠ぺいされてしまふおそれがあります。

第二に、与党案は、政治団体のうち、不動産取得の規制対象を資金管理団体に限定しています。平成十七年十二月現在、政治団体はトータルで約七万、そのうち資金管理団体は一万強にすぎません。政治家が資金管理団体以外にも政治団体を保有している実態にかんがみれば、資金管理団体だけを規制しても、政治団体を通して不動産を取得できるといふ事態が起きることは明らかです。著しく実効性の乏しい規制であります。

同様に、事務所費等の支出明細の記載や領収書添付の義務づけの対象についても、資金管理団体だけに限定しています。これでは、明らかにしたくない支出については資金管理団体以外の政治団体の支出すれば済むことになってしまうのであります。

そもそも、事務所費等に関して問題とされた団体には、佐田前行政担当大臣や伊吹文部科学大臣が代表を務める、資金管理団体以外の政治団体が含まれています。資金管理団体以外の政治団体の支出が現に問題となっているにもかかわらず、資金管理団体だけを規制の対象とする理由は全く理解できません。政治家は、与党案は自分たちに甘い、こう言わざるを得ず、国民の理解を得られるはずもありません。

第三に、与党案は、取得禁止の対象を不動産に限定しています。しかし、結果として投機や殖産活動と同様の事態となることを回避するための措置としては不十分であり、株券その他の有価証券などの、主として金銭等の運用の対象となるものの取得もあわせて禁止すべきであります。

一方、民主党提出の修正案は、今申し上げた与党案の大きな抜け穴をふさぐため、厳格な規制を盛り込んでいます。

第一に、民主党修正案は、規制を実効性のあるものとするため、収支報告書への事務所費等の支出明細の記載や領収書添付の義務づけについてはすべての政治団体、不動産や有価証券等の取得の規制については政党を除く政治団体を対象にしています。資金管理団体以外の政治団体で不動産を取得することを可能とする与党案の抜け穴をふさぐための適切な措置として、高く評価をいたします。

第二に、民主党修正案は、不動産に加えて有価証券等も取得禁止の対象としています。結果として投機や殖産目的となる可能性のある事態を回避するために必要な規制であります。

第三に、民主党修正案は、収支報告書への支出明細の記載や領収書添付の義務づけの基準額を一件一万円超としています。与党案の一件五万円以上という基準と違つて、政治団体の支出の透明化が格段に進むことと確信をしております。

以上、申し上げましたように、与党案はざる法、いかに与党が本質的に政治と金の問題に後ろ向きであるか、反面で、民主党の修正案がいかに政治団体の支出の透明化に資するものであるか、御理解をいただけたものと思います。

指摘しておきたいのは、このような与党の政治姿勢は今に始まったものではなく、長年にわたつて与党にしみつてきたあしき体質であるということです。これまで、政治と金の問題が起きるたびに、取り組むポーズだけをとりながら、ほとぼりが冷めれば有権者はいざれ忘れろとばかりに、自民党は抜本的解決に取り組まずに放置してきました。政治と金の問題の本質的解決の

ためには政権交代しかなく、政権交代によって、たまりにたまったうみを一掃するしかありません。

以上、こうした与党の体質、姿勢を糾弾するとともに、抜け穴だらけで規制の実効性が低い与党案に断固反対、政治団体の支出の透明度を飛躍的に向上させ、胸のすく政治を実現できる民主党提出修正案に賛成して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 佐々木憲昭君。

(佐々木憲昭君登壇)

○佐々木憲昭君 私は、日本共産党を代表し、与党提案の政治資金規正法改正案、民主党の修正案、両案に反対の討論を行います。(拍手)

今回の法改正は、いわゆる事務所費問題に端を発したものであります。この間、故松岡農水大臣、伊吹文部科学大臣を初め一部の与野党議員の資金管理団体が、家賃も光熱費もかららない議員会館に事務所を置きながら、多額の事務所費、光熱費を計上していることが発覚しました。

ところが、疑惑を指摘されたこれらの政治家の多くが、その実態を国民に明らかにしようとし、法的に問題はないと居直つたのであります。これが、国民の怒りを招いたのは当然であります。

そもそも、疑惑を受けた政治家がみずからその真相を明らかにしないことが問題であり、それを終始かばつてきた安倍総理の責任は極めて重大であります。そのため、国会の場で疑惑の解明が求められ、各党の姿勢が厳しく問われたのであります。

ところが、与党と民主党は、真相の究明から制

度の問題に議論を移しました。提案された案では、その適用を二〇〇八年分の収支報告からとしているのであります。これでは、現に焦点となつてゐる疑惑解明に全く役立たないではありませんか。国民から疑惑隠しという批判を招くことは必ずであります。

そもそも、政治資金は、その収支を公開することによつて、国民の不断の監視に置くことが求められてゐるのであります。この精神に照らせば、すべての政治資金の流れを公開するのは当然であります。

ところが、法案では、人件費を除外した上、対象となる団体を限定したり、基準額を五万円のままとしております。これでは、他の政治団体につけかえたり、基準額以下に細分化することによつて、実態を隠すことができるのであります。大きな抜け穴を残してゐるではありませんか。

また、投機的取引を目的とする不動産や有価証券などの取得、保有、これは現に禁止されておゐり、今回の法改正がとりたてて意味を持つものとは言えません。

最後に、政治と金をめぐる最大の問題は、企業・団体からのひもつきをいかに断ち切るかというところであります。そのため、企業・団体献金の禁止、政党助成金の廃止、これこそ緊急に実行すべき課題であります。

以上で、両案に対する反対討論を終わります。

(拍手)

○議長(河野洋平君) 菅野哲雄君。

○菅野哲雄君 社会民主党の菅野哲雄です。

ただいま議題となりました政治資金規正法の一

部を改正する法律案につきまして、社会民主党・市民連合を代表し、与党案に反対、民主党提出の修正案に賛成の立場で討論を行います。(拍手)

今般、国民の大きな不信が向けられた事務所費問題で、佐田前行草担当大臣、亡くなられた松岡前農水大臣、さらには伊吹文部科学大臣ら、安倍内閣の前・現閣僚の名前が取りざたされてきたのは周知のとおりです。これらの方々のだれ一人として、十分な説明責任を果たしておりません。疑惑を放置し、当事者を擁護することで国民の政治不信を助長させてきた安倍総理の責任は極めて重大であることを冒頭指摘いたします。

与党案に反対する第一の理由は、領収書添付の義務づけを資金管理団体に限定した点です。資金管理団体について五万円を超える領収書添付を義務づけても、政党支部や後援会など別の政治団体で支出したことにすれば、問題は何ら解決いたしません。

反対の第二の理由は、一件五万円未満の支出の使途がやみに隠れてゐる点です。すべて五万円未満に小分けしてしまえば領収書は不要、これで経常経費の透明性をどうやって担保するのでしょうか。

このように、与党提出の改正案は、小手先、お手盛りで国民の批判をかゝす、抜け道確保のざる法案としか言いようがありません。必要経費はすべて領収書添付を必要とする一般社会の常識に反し、政治家の財布だけを聖域にしようとする姿勢に、国民が理解を示すはずがありません。この点、民主党提出の修正案は、政治資金の支出の透明化を一步前進させるものであり、賛成いたします。

最後になりますが、すべての議員が、「いやしくも国民の信頼にもとることがないよう努めなければならぬ」とした政治倫理綱領に立ち返り、政治倫理の確立に邁進すべきことを訴え、私の討論といたします。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。まず、岡田克也君外四名提出の修正案につき採決いたします。

岡田克也君外四名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立少数。よつて、修正案は否決されました。

次に、本案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(河野洋平君) 日程第三、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長河本三郎君。

道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(河本三郎君登壇)

○河本三郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容を申し上げます。

第一は、飲酒運転を行った者等に対する罰則を引き上げるほか、酒気を帯びてゐる者で飲酒運転を行うおそれがあるものに対し車両等を提供する行為等、飲酒運転の周辺者に対する制裁を強化するものであります。

また、救護義務に違反した一定の者に対する罰則を引き上げるものであります。

第二は、七十五歳以上の者は、運転免許証の更新を受けようとする場合等には、認知機能に関する検査を受けなければならないこととし、公安委員会は、当該検査を受けた者が一定の基準に該当するときは、臨時に適性検査を行うこととするものであります。

また、七十五歳以上の者及び聴覚障害者は、普通自動車運転する場合においては、一定の標識を表示しなければならないこと等とするものであります。

第三は、普通自転車は、その運転者が児童等である場合等には、歩道を通行することができることとするものであります。

また、児童等を保護する責任のある者は、児童等を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメツ

トをかぶらせるよう努めなければならないこととするものであります。

第四は、自動車の運転者は、助手席以外についても、座席ベルトを装着しない者を乗車させて自動車を運転してはならないこととするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る六月五日日本委員会に付託され、翌六日溝手国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取し、六月八日から質疑に入り、参考人からの意見聴取を行うなど慎重に審査を行い、六月十三日質疑を終局いたしました。質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十三分散会

出席國務大臣

総務大臣 菅 義偉君
國務大臣 溝手 顕正君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る十二日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
国立大学法人法の一部を改正する法律
弁理士法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、昨十三日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、昨十三日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

(報告書及び文書受領)

一、去る十二日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成十八年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告
交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成十九年度交通安全施策に関する計画」の報告

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
国家公務員倫理法第五条第八項の規定に基づく国家公務員倫理規程の一部改正に関する報告
国際労働機関憲章第十九条の規定に基づく二十年の国際労働機関第九十四回総会において採択された条約に関する報告書

国際労働機関憲章第十九条の規定に基づく二十年の国際労働機関第九十五回総会において採択された条約に関する報告書
観光立国推進基本法第八條第一項の規定に基づく「平成十八年度観光の状況」に関する報告
観光立国推進基本法第八條第二項の規定に基づく「平成十九年度観光施策」についての文書

一、去る十二日、内閣を経由して郵政民営化推進本部長安倍晋三君から、次の報告書を受領した。

郵政民営化法第十一条第二項の規定に基づく日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画に対する郵政民営化委員会の意見の報告
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員
辞任 井澤 京子君 補欠 大塚 拓君

環境委員
辞任 藤野真紀子君 補欠 平口 洋君
長浜 博行君 補欠 藤野真紀子君
平口 洋君 補欠 長浜 博行君
柚木 道義君

決算行政監視委員
辞任 遠藤 乙彦君 補欠 太田 昭宏君

議院運営委員
辞任 伊藤 渉君 補欠 古屋 範子君
古屋 範子君 補欠 伊藤 渉君

木挽 司君 坂井 学君
実川 幸夫君 蘭浦健太郎君
関 芳弘君 西本 勝子君
萩生田光一君 木原 誠二君
萩原 誠司君 新井 悦二君
福田 康夫君 杉田 元司君
安住 淳君 山井 和則君
江田 康幸君 丸谷 佳織君
西本 勝子君 丹羽 秀樹君
山井 和則君 楠田 大蔵君
新井 悦二君 萩原 誠司君
大塚 拓君 井澤 京子君
木原 誠二君 萩生田光一君
坂井 学君 木挽 司君
杉田 元司君 福田 康夫君
山井 和則君 実川 幸夫君
丸谷 佳織君 関 芳弘君
丹羽 秀樹君 安住 淳君
楠田 大蔵君 江田 康幸君

懲罰委員

辞任

太田 昭宏君

補欠

遠藤 乙彦君

一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

嘉数 知賢君

補欠

小野寺五典君

木原 誠二君

中根 一幸君

寺田 稔君

倉田 雅年君

松浪 健太君

柴山 昌彦君

佐々木隆博君

河村たかし君

馬淵 澄夫君

横山 北斗君

渡辺 周君

岡本 充功君

小野寺五典君

高木 毅君

中根 一幸君

木挽 司君

木挽 司君

長島 忠美君

高木 毅君

江藤 拓君

江藤 拓君

杉田 元司君

柴山 昌彦君

松浪 健太君

岡本 充功君

渡辺 周君

河村たかし君

佐々木隆博君

長島 忠美君

丹羽 秀樹君

倉田 雅年君

寺田 稔君

杉田 元司君

嘉数 知賢君

丹羽 秀樹君

木原 誠二君

横山 北斗君

馬淵 澄夫君

財務金融委員

辞任

亀井善太郎君

補欠

鈴木 馨祐君

佐藤ゆかり君

平 将明君

鈴木 克昌君

三谷 光男君

平 将明君

前田 雄吉君

鍵田忠兵衛君

鈴木 馨祐君

岡本 充功君

松木 謙公君

松本 謙公君

福岡 資麿君

松野 博一君

柚木 道義君

高木 毅君

蘭浦健太郎君

鈴木 淳司君

橋本 岳君

三ツ林隆志君

橋本 岳君

長妻 昭君

三ツ林隆志君

長妻 昭君

盛山 正仁君

泉 健太君

赤羽 一嘉君

伊藤 渉君

亀井 静香君

とかしきなおみ君

牧原 秀樹君

田島 一成君

大口 善徳君

斉藤 鉄夫君

糸川 正晃君

松木 謙公君

前田 雄吉君

鍵田忠兵衛君

岡本 充功君

佐藤ゆかり君

亀井善太郎君

三谷 光男君

鈴木 克昌君

橋本 岳君

高木 毅君

長妻 昭君

蘭浦健太郎君

鈴木 淳司君

三ツ林隆志君

福岡 資麿君

松野 博一君

橋本 岳君

長妻 昭君

三ツ林隆志君

橋本 岳君

長妻 昭君

盛山 正仁君

泉 健太君

赤羽 一嘉君

伊藤 渉君

亀井 静香君

とかしきなおみ君

牧原 秀樹君

田島 一成君

大口 善徳君

斉藤 鉄夫君

糸川 正晃君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

小里 泰弘君

補欠

土井 真樹君

木原 誠二君

倉田 雅年君

中井 治君

佐藤 茂樹君

越智 隆雄君

土井 真樹君

山内 康一君

長安 豊君

江田 康幸君

佐藤 茂樹君

三ツ林隆志君

福岡 資麿君

松野 博一君

橋本 岳君

長妻 昭君

三ツ林隆志君

橋本 岳君

長妻 昭君

盛山 正仁君

泉 健太君

赤羽 一嘉君

伊藤 渉君

亀井 静香君

とかしきなおみ君

牧原 秀樹君

田島 一成君

大口 善徳君

斉藤 鉄夫君

金子善次郎君

杉田 元司君

西本 勝子君

中森ふくよ君

大塚 拓君

橋本 岳君

平口 洋君

小里 泰弘君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中川 正春君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

木原 誠二君

西村 明宏君

中森ふくよ君

大塚 拓君

橋本 岳君

平口 洋君

小里 泰弘君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中川 正春君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

金子善次郎君

杉田 元司君

西本 勝子君

中森ふくよ君

大塚 拓君

橋本 岳君

平口 洋君

小里 泰弘君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中川 正春君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

中井 治君

笠井 亮君

佐々木憲昭君

官 報 (号 外)

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)(参議院送付)

以上三件 厚生労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案

一、昨十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(鳩山邦夫君外五名提出)

(議案通知)

一、去る十二日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

国立大学法人法の一部を改正する法律案
弁理士法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨十三日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

(質問書提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

在ロシア日本国大使館の執務体制に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

徳山ダムに係る木曾川連絡導水路事業の目的と効果に関する質問主意書(近藤昭一君提出)

一、昨十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

いわゆる「消えた年金」問題に関する質問主意書(田嶋要君提出)

いわゆる混合診療問題及び未承認薬剤の授受に関する質問主意書(郡和子君提出)

北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出在トロント総領事館に配置されていた日本画「清流釣魚」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「海村」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在パラグアイ大使館に配置されていた日本画「淡彩山水」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在米大使館に配置されていた日本画「吹雪」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在フランス大使館に配置されていた日本画「鯉」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在パナマ大使館に配置されていた日本画「梅」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「白雪」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在インドネシア大使館に配置されていた版画「晴畑」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在パラグアイ大使館に配置されていた陶磁器「白地鉄絵文壺」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在エクアドル大使館に配置されていた陶磁器「九谷焼色絵小文皿」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員市村浩一郎君提出民法第七百七十二條に係るいわゆる無戸籍児に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出日本のクラスター爆弾による日本の住民の被害に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出沖縄県辺野古沖における抗議行動に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ラブロフ・ロシア外相による北方領土訪問に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館の執務体制に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「姉妹」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在グアテマラ大使館に配置されていた彫刻「あまつひ やくも」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在フランス大使館に配置されていた彫刻「あまつひ やくも」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在韓国大使館に配置されていた日本画「門」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベレン総領事館に配置されていた洋画「スペイン風景その一」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在トロント総領事館に配置されていた日本画「朝顔」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ニューヨーク総領事館に配置されていた日本画「鯉」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた日本画「富士」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた陶磁器「萩窯変壺」の消失に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在アトランタ総領事館に配置されていた作者不明の日本画「山水画」の消失に関する質問に対する答弁書

平成十九年六月一日提出
質問 第三〇二号

在トロント総領事館に配置されていた日本画「清流釣魚」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在トロント総領事館に配置されていた日本画「清流釣魚」の消失に関する質問主意書
一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在トロント総領事館に配置されていた、川合玉堂氏が作者の日本画「清流釣魚」(以下、「清流釣魚」という。)が含まれていることを外務省は承認しているか。

平成十九年六月十四日 衆議院会議録第四十三号

議長長の報告

三 外務省はいづ「清流釣魚」を購入したか。またその購入価格は幾らか。
四 「清流釣魚」はいまどこに配置されているか。
五 「清流釣魚」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「清流釣魚」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。
七 「清流釣魚」が消失した時点での在トロント日本国総領事の氏名を明らかにされたい。

八 七の総領事は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一六六第三〇二号
平成十九年六月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出在トロント総領事館に配置されていた日本画「清流釣魚」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木宗男君提出在トロント総領事館に配置されていた日本画「清流釣魚」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について
外務省として、御指摘の記事については承知している。

二 について
物品管理簿においては、御指摘の「清流釣魚」に係る記載がなされている。

三 について
御指摘の「清流釣魚」は、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期及び価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について
御指摘の「清流釣魚」は、現在も在トロント総領事館に配置されている。

六 について
外務省として、御指摘の「清流釣魚」の管理体制は適切であると考える。

平成十九年六月一日提出
質問 第三〇三号
在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「海村」の消失に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「海村」の消失に関する質問主意書
一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置され

ている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在グアテマラ大使館に配置されていた、川合玉堂氏が作者の日本画「海村」(以下、「海村」という。)が含まれていることを外務省は承認しているか。

二 「海村」に関する物品管理簿は備えられているか。
三 外務省はいづ「海村」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「海村」はいまどこに配置されているか。
五 「海村」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「海村」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。
七 「海村」が消失した時点での在グアテマラ日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一六六第三〇三号
平成十九年六月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「海村」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「海村」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「海村」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「海村」は、一万九千円にて購入したものであるが、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「海村」は、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「海村」を廃棄した時点でのグアテマラ国駐留特命全權大使は上野景文であり、同氏は現在バチカン国駐留特命全權大使である。

六について

外務省として、御指摘の「海村」の管理体制は適切であったと考える。

平成十九年六月一日提出
質問 第三〇四号

在パラグアイ大使館に配置されていた日本画「溪彩山水」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在パラグアイ大使館に配置されていた日本画「溪彩山水」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!」の見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在パラグアイ大使館に配置されていた、箕輪翠香氏が作者の日本画「溪彩山水」(以下、「溪彩山水」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「溪彩山水」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「溪彩山水」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「溪彩山水」はいまどこに配置されているか。

五 「溪彩山水」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「溪彩山水」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「溪彩山水」が消失した時点での在パラグアイ日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたか。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第三〇四号
平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出在パラグアイ大使館に配置されていた日本画「溪彩山水」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在パラグアイ大使館に配置されていた日本画「溪彩山水」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「溪彩山水」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「溪彩山水」は、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期及び価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「溪彩山水」は、現在、外務本省に保管されている。

六について

外務省として、御指摘の「溪彩山水」の管理体制は適切であると考える。

平成十九年六月一日提出
質問 第三〇五号

在米大使館に配置されていた日本画「吹雪」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在米大使館に配置されていた日本画「吹雪」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!」の見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在米大使館に配置されていた、川合玉堂氏が作者の日本画「吹雪」(以下、「吹雪」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「吹雪」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「吹雪」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「吹雪」はいまどこに配置されているか。

五 「吹雪」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「吹雪」の管理体制は適切だったと考えるか。

たと考えるか。外務省の見解如何。

七 「吹雪」が消失した時点での在米日本国特命全権大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第三〇五号

平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在米大使館に配置されていた日本画「吹雪」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在米大使館に配置されていた日本画「吹雪」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「吹雪」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「吹雪」は、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期及び価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「吹雪」は、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等に基づき、物品管理官に

よる不用の決定を経て廃棄された。御指摘の

「吹雪」を廃棄した時点でのアメリカ合衆国駐劄特命全権大使は加藤良三であり、同氏は現在も同職にある。

六について

外務省として、御指摘の「吹雪」の管理体制は適切であったと考える。

平成十九年六月一日提出
質問 第三〇六号

在フランス大使館に配置されていた日本画

「鯉」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在フランス大使館に配置されていた日本画

「鯉」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在フランス大使館に配置されていた、海祖古氏が作者の日本画「鯉」(以下、「鯉」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「鯉」に関する物品管理簿は備えられているか。

か。

三 外務省はいつ「鯉」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「鯉」はいまどこに配置されているか。

五 「鯉」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「鯉」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「鯉」が消失した時点での在フランス日本国特命全権大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第三〇六号

平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在フランス大使館に配置されていた日本画「鯉」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在フランス大使館に配置されていた日本画「鯉」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「鯉」に係る

記載がなされている。

三について

御指摘の「鯉」は、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期及び価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「鯉」は、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「鯉」を廃棄した時点でのフランス国駐劄特命全権大使は平林博であり、同氏は既に外務省を退職している。

六について

外務省として、御指摘の「鯉」の管理体制は適切であったと考える。

平成十九年六月一日提出
質問 第三〇七号

在パナマ大使館に配置されていた日本画「梅」

の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在パナマ大使館に配置されていた日本画「梅」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品の

リストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在パナマ大使館に配置されていた、猪原大華氏が作者の日本画「梅」(以下、「梅」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「梅」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「梅」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「梅」はいまどこに配置されているか。

五 「梅」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「梅」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「梅」が消失した時点での在パナマ日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第三〇七号
平成十九年六月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出在パナマ大使館に配置されていた日本画「梅」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出在パナマ大使館に配置されていた日本画「梅」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について
外務省として、御指摘の記事については承知している。

二 について
物品管理簿においては、御指摘の「梅」に係る記載がなされている。

三 について
御指摘の「梅」は、昭和三十二年に五万円にて購入したものである。

四、五、七及び八について
御指摘の「梅」は、現在、在キューバ日本国大使館に配置されている。

六 について
外務省として、御指摘の「梅」の管理体制は適切であると考えます。

平成十九年六月一日提出
質問 第三〇八号
在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「白雪」の消失に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「白雪」の消失に関する質問主意書
一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消え

た」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在アトランタ総領事館に配置されていた、岡行氏が作者の日本画「白雪」(以下、「白雪」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「白雪」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「白雪」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「白雪」はいまどこに配置されているか。

五 「白雪」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「白雪」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「白雪」が消失した時点での在アトランタ日本国総領事の氏名を明らかにされたい。

八 七の総領事は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第三〇八号
平成十九年六月十二日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「白雪」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出在アトランタ総領事館に配置されていた日本画「白雪」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について
外務省として、御指摘の記事については承知している。

二 について
物品管理簿においては、御指摘の「白雪」に係る記載がなされている。

三 について
御指摘の「白雪」は、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期及び価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について
御指摘の「白雪」は、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「白雪」を廃棄した時点での在アトランタ総領事は久枝譲治であり、同氏は既に外務省を退職している。

六 について
外務省として、御指摘の「白雪」の管理体制は適切であったと考える。

平成十九年六月一日提出
質問第三〇九号

在インドネシア大使館に配置されていた版画
「晴畑」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在インドネシア大使館に配置されていた版画
「晴畑」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日
が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館
から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消え
た?」との見出しで特集記事を報じている。そ
の十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作
者、作品名、種類、号数、その他)との題で、
前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省か
ら入手した在外公館に配置されている美術品の
リストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報
開示請求によって入手した在外公館に配置され
ている美術品の最新リストを比較したところ、
最新のリストから消えている、全九十八点に上
る美術品の一覧を掲載している。その中に、在
インドネシア大使館に配置されていた、府川誠
氏が作者の版画「晴畑」(以下、「晴畑」という。
が含まれていることを外務省は承知している
か。

二 「晴畑」に関する物品管理簿は備えられている
か。

三 外務省はいつ「晴畑」を購入したか。またその
購入価格は幾らか。

四 「晴畑」はいまどこに配置されているか。

五 「晴畑」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分
されたのであればならば、外務省内においてどの

ような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。
六 外務省における「晴畑」の管理体制は適切だっ
たと考えるか。外務省の見解如何。

七 「晴畑」が消失した時点での在インドネシア日
本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。
在籍しているのなら、現在の官職を明らかにさ
れたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第三〇九号
平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在インドネシア大使
館に配置されていた版画「晴畑」の消失に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在インドネシア
大使館に配置されていた版画「晴畑」の消失
に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省として、御指摘の記事については承知
している。

二 について

物品管理簿においては、御指摘の「晴畑」に係
る記載がなされている。

三 について

御指摘の「晴畑」は、平成十二年に四万四千二
百円にて購入したものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「晴畑」は、現在、在東ティモール日

本国大使館に配置されている。
六 について

外務省として、御指摘の「晴畑」の管理体制は
適切であると考えます。

平成十九年六月一日提出
質問第三一〇号

在パラグアイ大使館に配置されていた陶磁器
「白地鉄絵文壺」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在パラグアイ大使館に配置されていた陶磁
器「白地鉄絵文壺」の消失に関する質問主意
書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日
が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館
から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消え
た?」との見出しで特集記事を報じている。そ
の十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作
者、作品名、種類、号数、その他)との題で、
前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省か
ら入手した在外公館に配置されている美術品の
リストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報
開示請求によって入手した在外公館に配置され
ている美術品の最新リストを比較したところ、
最新のリストから消えている、全九十八点に上
る美術品の一覧を掲載している。その中に、在
パラグアイ大使館に配置されていた、鈴木清氏
が作者の陶磁器「白地鉄絵文壺」(以下、「白地鉄
絵文壺」という。)が含まれていることを外務省
は承知しているか。

三 外務省はいつ「白地鉄絵文壺」を購入したか。
またその購入価格は幾らか。

四 「白地鉄絵文壺」はいまどこに配置されている
か。

五 「白地鉄絵文壺」は廃棄処分されたのか。もし
廃棄処分されたのであればならば、外務省内にお
いてどのような内規手続きを経て廃棄処分され
たのか。

六 外務省における「白地鉄絵文壺」の管理体制は
適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「白地鉄絵文壺」が消失した時点での在パラグ
アイ日本国特命全權大使の氏名を明らかにされ
たい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。
在籍しているのなら、現在の官職を明らかにさ
れたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第三一〇号
平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在パラグアイ大使
館に配置されていた陶磁器「白地鉄絵文壺」の消失
に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在パラグアイ大
使館に配置されていた陶磁器「白地鉄絵文
壺」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省として、御指摘の記事については承知
している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「白地鉄絵文壺」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「白地鉄絵文壺」は、昭和三十二年に一万円にて購入したものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「白地鉄絵文壺」は、現在、外務本省に保管されている。

六について

外務省として、御指摘の「白地鉄絵文壺」の管理体制は適切であると考える。

平成十九年六月一日提出
質問 第三一 一 号

在エクアドル大使館に配置されていた陶磁器「九谷焼色絵小文皿」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在エクアドル大使館に配置されていた陶磁器「九谷焼色絵小文皿」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置され

ている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在エクアドル大使館に配置されていた、上出春山氏が作者の陶磁器「九谷焼色絵小文皿」(以下、「九谷焼色絵小文皿」という。)が含まれていることを外務省は承認しているか。

二 「九谷焼色絵小文皿」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「九谷焼色絵小文皿」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「九谷焼色絵小文皿」はいまどこに配置されているか。

五 「九谷焼色絵小文皿」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「九谷焼色絵小文皿」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「九谷焼色絵小文皿」が消失した時点での在エクアドル日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第三二一号
平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在エクアドル大使館に配置されていた陶磁器「九谷焼色絵小文皿」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出在エクアドル大使館に配置されていた陶磁器「九谷焼色絵小文皿」の消失に関する質問に対する答弁書

一について
外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について
物品管理簿においては、御指摘の「九谷焼色絵小文皿」に係る記載がなされている。

三について
御指摘の「九谷焼色絵小文皿」は、三万五千元にて購入したものであるが、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について
御指摘の「九谷焼色絵小文皿」は、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「九谷焼色絵小文皿」を廃棄した時点でのエクアドル国駐節特命全權大使は戸田勝規であり、同氏は既に外務省を退職している。

六について
外務省として、御指摘の「九谷焼色絵小文皿」の管理体制は適切であったと考える。

平成十九年六月一日提出
質問 第三一 二 号

北方領土における投資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

〔前回答弁書〕(内閣衆質一六六第三二六号)を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」において、政府は北方領土を日本に返還することに対する、北方領土に居住するロシア系住民の意識について調査を行ったこととはないと答弁しているが、右答弁はこれまで一度もかかる調査を行ったことがないということか。確認を求める。

二 北方四島交流、いわゆるビザなし交流の枠組みで、北方四島から北海道へ渡航したロシア系北方四島住民(以下、「ロシア系住民」という。)の人数は、これまでの累計でいくらになるか明らかにされたい。

三 「ロシア系住民」に対して、北方領土を日本に返還することに対する意識調査を行ったことがあるか。あるならば、その調査結果はどこに保管されているか。

四 二〇〇七年五月十八日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六六第二二六号)において、政府は「北方四島は我が国固有の領土であり、日本国憲法は北方四島にも施行されていると考える」と答弁している。我が国の最高法規である日本国憲法が施行されている地域の住民の意

識について調査を行うのは政府の責務であると
思料するが、政府の見解如何。

五 二〇〇七年五月二十二日に提出した質問主意
書(質問第三三六号)で引用している、二〇〇七
年五月十五日付の北海道新聞三十一面の記事
(以下、「北海道新聞記事」という。)の内容は事
実を反映していると外務省は認識しているか。

六 「北海道新聞記事」に書かれている、ロシア連
邦政府が北方四島に積極的な投資を行い、北方
四島に居住するロシア系住民も「ここはロシア
領土。日本への編入は考えてもいない」との意
識を有している北方四島の現状は、我が国が目
指す形での北方領土問題の解決に資する方向で
推移していると認識しているか。外務省の見解
如何。

右質問する。

内閣衆質一六六第三一二号

平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土における投
資と北方領土問題解決を目指す我が国の立場に
関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土におけ
る投資と北方領土問題解決を目指す我が国の
立場に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の答弁は、外務省において調査した範
囲では、外務省として御指摘のような調査を

行った事実は確認されなかった旨を述べたもの
である。

二について

四島交流の枠組みによる訪問事業により我が
国の諸地域を訪問したロシア連邦国民の総数
は、平成十九年六月五日現在、延べ六千七十六
人である。

三について

外務省において調査した範囲では、外務省と
して御指摘のような調査を行った事実は確認さ
れなかった。なお、四島交流事業の実施団体
が、御指摘のような質問を含むアンケート調査
を行っていることは、外務省として承知してい
る。

四について

政府は、我が国国内において種々の問題に関
する世論の調査を行っているところであるが、
我が国固有の領土である北方四島については、
ロシア連邦が法的根拠なくして占拠しており、
現在、我が国は、これらの島々において御指摘
の調査を行うことが事実上できない状況にあ
る。

五及び六について

北方四島は、我が国固有の領土であるが、ロ
シア連邦が法的根拠なくして占拠しており、現
在、我が国は、御指摘の記事に述べられている
ような北方四島における事業の実際の進捗状
況、北方四島に居住するロシア連邦国民の意識
等について詳細を把握することが事実上できな
い状況にあることから、外務省として、お尋ね
についてお答えすることは困難である。いづれ

にせよ、政府としては、ロシア連邦との間で北
方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結
するとの方針の下、引き続きロシア連邦政府と
の間で交渉する考えである。

平成十九年六月一日提出
質問 第三一三三号

民法第七百七十二条に係るいわゆる無戸籍児
に関する質問主意書

提出者 市村浩一郎

民法第七百七十二条に係るいわゆる無戸籍
児に関する質問主意書

近年、社会情勢の変化等により離婚が年々増
している。多くの場合、夫婦は離婚するまでに悩
み、苦しみ、時には憎しみさえ抱きながらそうし
た結論に到るであろうことが思慮される。その中
には婚姻期間中であつても長い間夫婦としての実
態は存在しない事実上の離婚状態にあり、その間
に新たな伴侶が見つかり新たな生活に踏み出すこ
と、そして女性であればその伴侶の子を懐胎する
ことは当然起こりうることである。

この場合、懐胎と法的離婚の成立の時期によ
り、民法第七百七十二条第二項の「婚姻の解消若
しくは取消しの日から三百日以内に生まれた子
は、婚姻中に懐胎したものと推定する」の嫡出推
定が及び、生まれた子が新たな夫の子であること
が明らかな場合でも、法的には「前夫の子」となっ
てしまうこともありうる。

現行制度では事実上、婚姻関係が破綻している
間に懐胎した子については、親子関係不存確認
の調停・裁判などを経て嫡出推定が及ばないこと

とする仕組みになっているが、離婚に至る経緯か
ら「前夫の子」と扱われるのに傷つき、事実とは違
う父親の名で出生届を出すことができず、また実
際の父親の名前を届け出るが出生届を受け付けて
もらえないため、いわゆる「無戸籍児」という状態
が発生している。

そこで以下の通り質問する。

一 わが国では夫が婚姻を継続した上で、別の女
性との間にできた子は認知制度により非嫡出子
として戸籍に登録することを認めている。いわ
ゆる無戸籍児の場合、その多くは結果として前
夫と離婚し、事実上の父である後夫と再婚して
いるにも関わらず後夫の戸籍に登録することが
認められないという状況におかれてしまう。こ
の違ひの合理的理由は何か。また嫡出推定が後
夫の子であるという事実より優先する理由は何
か。

二 今般、法務省民事局長通達により離婚後三百
日以内に出生した場合であっても、医師の証明
により離婚後に懐胎したことが明らかな事案に
ついては前夫の子と推定しないという取扱いを
することとなった。このこと自体は一步前進と
評価するが、この場合では救済される無戸籍児
は全体の一割程度にすぎない。局長通達で離婚
後に懐胎したケースに限定した理由は何か。

三 昭和四十四年の最高裁判例で民法第七百七十
二条の調停や裁判についての「根拠」は「事実上
の離婚の日」を基準としている。嫡出推定では
法的離婚の日とする理由、妥当性は何か。また
既に司法の場で基準とされている「事実上の離
婚の日」との整合性をどう考えるか。関連して

官 報 (号 外)

法務大臣の不貞に関する発言について、調停離婚などの場合、婚姻期間中であつても夫婦の実態が失われた後に(事実上の離婚)、他の異性と交際を始めてもそれは「不貞」とはされない。「不貞」「不貞の子」の範囲はどういうものとお考えか。

四 夫婦の離婚の合意により離婚が成立したと考へていたものが、前夫が提出を遅らせたために自分が思つていた日より法的離婚の日がずっと後であつた場合がある。また調停離婚の場合、家庭裁判所が抱える案件数によつて調停が速やかに行われない場合も実際に起こっている。こうした点を考慮しても「事実上の離婚の日」が適切だと考へるが如何か。

五 嫡出推定は、子の福祉のために親子関係を早期に確定し、家庭の平和を尊重するために制定されているのではないか。それであれば事実上の父が後夫であることが明白であつても、前夫の子とすることが子の福祉に適うと考へるのか。

六 スイスでは「嫡出推定が重複する場合は後婚を優先する」と法律が改正されている。わが国においてもそうした立場に立つべきと考へるが如何か。

七 現在の民法においては、子の出生を知つて嫡出否認ができるのは出生後一年間と定められている。前夫は自分の子と信じて養育費を払つてきたが、DNA鑑定の結果、前夫の子ではないことが判明した場合、嫡出否認の期間が過ぎていたため法的には今後、相続権が発生するなどの事例もある。無戸籍児の問題を逆手に取り、前夫の子と悪用すれば前夫の財産相続権や扶養

を選びとれる余地を残している現状をどう考へるか。

八 無戸籍児の住民票を作らないのは違法だとして、子と事実上の両親が世田谷区に住民票作成を求めていた訴訟で、五月三十一日、東京地裁は原告の訴えを認め、世田谷区に住民票の作成を命じた。この判決をどう評価するか。また、全国の自治体にそうした対応をとるよう指導するつもりはあるか。

九 長勢法務大臣はご自身のホームページで「社会通念上やむを得ないケースにおいては離婚前でも救済を考へねばならない。」旨の発言をされている。やむを得ないケースとはどういうケースなのか、具体的にお示しいただきたい。また救済はいつ頃を目途にお考えかをお示しいただきたい。

内閣衆質一六六第三一三号
平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員市村浩一郎君提出民法第七百七十二条に係るいわゆる無戸籍児に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員市村浩一郎君提出民法第七百七十二条に係るいわゆる無戸籍児に関する質問に対する答弁書

一について

婚姻継続中に夫と妻以外の女性との間に生まれた子は、嫡出でない子であるから、当該子は

母の氏を称し母の戸籍に入籍するものとされており(民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九十条第二項、戸籍法昭和二十二年法律第二百二十四号)第十八条第二項、当該夫が当該子を認知すると、当該夫の戸籍の身分事項欄に当該子を認知した旨の記載がされることになるものの、当該子は当該夫の戸籍に入籍することになるわけではない。

他方、離婚後三百日以内に出生した子は、婚姻中に懐胎したものとして推定され民法第七百七十二条第二項、夫の子と推定される(同条第一項)の原則であるが、妻が当該子を懐胎すべき時期に、既に夫婦が事実上の離婚をして夫婦の実態が失われ、又は遠隔地に居住して、夫婦間に性的関係を持つ機会がなかったことが明らかであるなどの事情が存在する場合には、この推定は及ばないものと解されているところ、戸籍事務においては、前記の事情が裁判上明確にされている場合には、当該裁判書の謄本の提出を得て、後婚の夫の戸籍に入籍することができ、その提出がされない場合には、前婚の夫の子としてしか出生届を出すことはできず、後婚の夫の戸籍に入籍することはできないものとして取り扱っている。

離婚後三百日以内に出生した子についてこのような取扱いがされるのは、民法が、子の福祉のために親子関係を早期に確定し、家庭の平和を尊重するという趣旨から嫡出推定制度を採用しており、また、戸籍事務において、戸籍事務管掌者である市町村長は、形式的審査権限のみを有し、前記の事情の存否を判断することができ

きないからである。

御指摘の「嫡出推定が後夫の子であるという事実より優先する」の趣旨は必ずしも明らかではないが、嫡出推定制度を採用している趣旨及び戸籍事務の取扱いの理由は、前記のとおりである。

二について

従来、戸籍事務においては、離婚後三百日以内に出生した子については、一について述べた裁判書の謄本の提出がない限り、前婚の夫の子としてしか出生届を出すことはできないという取扱いをしてきた。

しかし、離婚後三百日以内に出生した子であっても、懐胎の時期が離婚後である場合には、婚姻中に懐胎した子ではないので、民法第七百七十二条第一項の推定が及ばないものと解することができるため、現在の嫡出推定制度の枠組みを維持しつつ、前婚の夫の子と推定しないという取扱いは可能である。

そこで、医師の証明によつて離婚後の懐胎であることを戸籍窓口において定型的に確認することができるとする案については、当事者の負担を軽減するため、従来の運用を見直し、民法第七百七十二条の推定が及ばないものとして、出生届を受理する取扱いとしている。

三及び四について

御指摘の「嫡出推定では法的離婚の日とする」の趣旨は必ずしも明らかではないが、一定の事情がある場合には嫡出推定が及ばないこと及び戸籍事務の取扱いについては、一について述べたとおりである。

また、民法第七百七十条第一項第一号は、不貞な行為があつたときは離婚の訴えを提起することができると旨定めているところ、ここにいう「不貞な行為」とは、配偶者のある者が自由な意思に基づいて当該配偶者以外の者と性的関係を結ぶことを指すものである。

五について
御指摘の「事実上の父が後夫であることが明白」とあるとの趣旨は必ずしも明らかではないが、法務省としては、嫡出推定制度については、一について述べたとおり、基本的には親子関係を定める合理的なものであり、子の福祉に反するものではないと考えている。

六について
我が国においては、嫡出推定が重複する場合は、父を定めることを目的とする訴え（民法第七百七十三条）により裁判所が父を定めることとされており、法務省としては、この制度は合理的なものであると考えている。

七について
嫡出推定を受ける子について嫡出子であることを否定するには、原則として、夫が、子の出生を知つた後一年以内に嫡出否認の訴えを提起しなければならぬ（民法第七百七十四条以下）。

このように、嫡出否認の訴えの提訴権者及び提訴期間を制限している趣旨は、子の出生後一定期間経過後は、父子関係をだれからも争えなくすることで父子関係を早期に確定させ、また、家庭の平和を尊重するといふものであり、法務省としては、合理的な制度であると考えている。

八について

お尋ねの判決については、いまだ確定していないものであり、現時点で評価をすることは差し控えたい。

九について
妻が離婚前に懐胎し、離婚後に出生した子については、与党において、社会通念上やむを得ない場合には裁判手続を経ることなく前夫以外の戸籍に記載する方法を検討することとしており、法務省としては、その検討について必要に応じて協力をしていくべきものと考えている。

平成十九年六月四日提出
質問 第三一四号

日本のクラスター爆弾による日本の住民の被害に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

日本のクラスター爆弾による日本の住民の被害に関する質問主意書

航空自衛隊の田母神俊雄航空幕僚長は五月二五日の記者会見で、航空自衛隊がクラスター爆弾を保有する必要性について聞かれ、「クラスター爆弾で被害を受けるのは日本国民」、「日本は海岸線が長く、国を守れなくなる可能性が高いときにやむを得ず使うもの。不発弾による被害も出るが、占領されることの被害の方が何百倍も何万倍も大きい」と説明した。

また久間防衛大臣も同日の閣議後会見で、「攻撃されて蹂躪されるか、守り抜いた後で不発弾処理をした方がいいか。今の技術レベルだと、私は後者だと思う」と、「日本は（国を）守るときにそ

れに代わるいい武器がない」と問題になっているのは攻撃側が使っているからだ。（日本が）攻撃用に使うことは百％ない」と発言した。

右記の発言について、「軍の論理より民間人への犠牲を最大に配慮すべきだ」（エルトン上院議員、イギリス）「日本を占領できるほど軍事力を持つ敵だったら、クラスター爆弾程度で撃退できるわけがない」（トーマス・ナッシュ氏、NGO「クラスター爆弾連合」コーディネーター）など、各国からさまざまな疑問が呈されている。

一方、五月二五日クラスター爆弾禁止リマ會議では、日本は「同盟国との作戦における相互運用性に与える影響を考慮すべきだ」と主張した。

日本政府の慎重姿勢は「米国など」ここにきていない国に合せている」と、NGO等から批判の対象になっている。また、日本の保有する旧型のクラスター爆弾は不発率が高く、民間人の犠牲を伴うとして国際的な批判を浴びている。もしも日本の国土防衛戦略が、日本の武器による日本の住民の犠牲を前提に構築されているとしたら、まず国民に対し十分な説明が必要と考える。

従って、以下、質問する。

一 《（一）の発言》について

クラスター爆弾不使用時の被害は、使用時に比べ「何百倍も何万倍も大きい」という根拠を明らかにされるべきと考える。

1 政府は、ここで想定している「他国の攻撃を受けたときに我が国が被害を受ける」は、クラスター爆弾を使用した場合、どれほどになるかと試算しているか。人的被害（死傷者数）および被害総額についてそれぞれ示されたい。また、人的被害における日本の住民の割合、自

衛隊員の割合についても明らかにされたい。また、それらの積算根拠についても明らかにされたい。

2 政府は、ここで想定している「他国の攻撃を受けたときに我が国が被害を受ける」は、クラスター爆弾を使用しなかった場合、どれほどになると試算しているか。人的被害（死傷者数）および被害総額についてそれぞれ示されたい。また、人的被害における日本の住民の割合、自衛隊員の割合についても明らかにされたい。また、それらの積算根拠についても明らかにされたい。

二 《（二）の発言》について

「技術レベル」とは何を指すのか。

三 《（三）の発言》について

1 久間防衛大臣のこれらの発言は、クラスター爆弾の不発弾により日本の住民の死傷者が出ることを想定した上でのものか。

2 日本の住民の犠牲者を前提にしなければ防げない敵国の上陸作戦とは、どのようなものを想定しているのか。どこの国の、どのような戦力による、どのような作戦行動であるかを示されたい。

3 日本政府は、クラスター爆弾の使用により日本の住民の死傷者が出ることを、国民に説明した事実はあるか。

4 クラスター爆弾を攻撃用に使う場合と、防御に使う場合では、具体的な使用方法についてどのような違いがあると、政府は想定しているか。その根拠についても示されたい。右質問する。

内閣衆質一六六第三二四号
平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出日本のクラスター爆弾による日本の住民の被害に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出日本のクラスター爆弾による日本の住民の被害に関する質問に對する答弁書

一の1及び2について

我が国は、長大な海岸線を有する一方、平野部は狭小であり、防衛における縦深性に限界があるといった地理的特性を有しており、このことを踏まえると、着上陸侵攻してくる敵の部隊を水際で迅速に撃破することが極めて重要である。自衛隊は、このような敵の着上陸侵攻に對処するため、通常爆弾では撃破できないような広範囲に展開した侵攻部隊の車両等を撃破し得る能力を持つことを目的としてクラスター弾を保有している。クラスター弾を使用した場合には、侵攻部隊を迅速に撃破すること等により、我が国が被る人的被害を縮減することが可能であると考えているが、お尋ねの「他国の攻撃を受けたときに我が国が被る被害」については、個別具体的な事態の態様、規模等により様々であり、一概にお答えすることは困難である。

なお、政府としては、仮にクラスター弾を使用するような事態になった場合には、事前に住民を避難させるなど国民の安全確保に十分留意し、また、使用後に不発弾等の危険物が生じた

場合は、適切に除去及び処理をしまいたいと考えている。

二について

お尋ねの「技術レベル」については、現時点で自衛隊が保有するクラスター弾の性能、不発弾等の危険物が生じた場合に自衛隊により適切に除去及び処理をする能力等を念頭において述べたものである。

三の1から4までについて

一般に、クラスター弾を含む我が国の防衛力の整備は、専守防衛に徹するとの基本理念に従い、周辺国の動向、我が国の地理的特性等を踏まえて行っているものであり、クラスター弾は、車両等を用いた敵の侵攻部隊による、通常爆弾では撃破できないような広範囲に展開した着上陸侵攻等の事態において、侵攻部隊の車両等を撃破するために使用することを想定している。

仮にクラスター弾を使用するような事態になった場合には、事前に住民を避難させるなど国民の安全確保に十分留意し、また、使用後に不発弾等の危険物が生じた場合は、適切に除去及び処理をしまいたいと考えており、その旨を国会等において説明をしてくているところである。

平成十九年六月四日提出
質問 第三一五号

沖繩県辺野古沖における抗議行動に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

沖繩県辺野古沖における抗議行動に関する質問主意書

沖繩県辺野古沖における環境調査について、基地建設に反対する住民を中心に、抗議行動が行われている。この行動に對して、久間防衛大臣から以下のような発言があった。

(一) 「十年前(略)そういう技術的調査のときですら、スーツを着て潜ってきて、こちらが調査しようという業者を引きずりおろす等の、そういうような措置をとられてできなかったという苦い経験がございます」(久間防衛大臣、二〇〇七年五月一日衆議院安全保障委員会)

(二) 「あのやぐらの上に上っているのを引きずりおろして海の中に突き落とさんばかりのような、そういう行動があった」(久間防衛大臣、二〇〇七年五月一日衆議院安全保障委員会)

(三) 「十年前に(略)やぐらを組んだら引きずりおろされて、それでできなかった」(久間防衛大臣、二〇〇七年五月一日衆議院安全保障委員会)

(四) 「やぐらの設置等(略)の許可はあのときもうもらってあったんです、もらってあったけれども、事実行為として妨害を受けてできなかった。法治国家でありながらそういうことができなかったという苦い思いがございますから、今回は万全の態勢で臨むべきである」(久間防衛大臣、二〇〇七年五月一日衆議院安全保障委員会)

(五) 「レギュレーターを外されるような、そういうのはありましたけれども」(久間防衛大臣、二〇〇七年五月二四日衆議院安全保障委員会)

大臣、二〇〇七年五月二四日衆議院安全保障委員会

(六) 「どこにどういう機具を(略)また潜って引き抜かれるとか、あらゆることを考えておかなきゃいけませんので、とにかく前回の妨害で私はもう本当に嫌な思いをしておりますから」(久間防衛大臣、二〇〇七年五月二四日衆議院安全保障委員会)

(七) 「海底の中でも大変な反対行動があるわけですが、潜水士の装備をつけて潜ってこれた妨害行動をする、大変危険な行為もあるわけでございます」(北原防衛施設庁長官、二〇〇七年五月二四日衆議院安全保障委員会)

こうした発言に對し、左記のような指摘も出されている。

(ア) 「単管やぐらから引きずりおろすようなことはやっておりません。単管やぐらから引きずりおろされた人々はいますけれども、政府関係者は単管やぐらに上っていませんから。逆に、上っている人を引きずりおろしたのは政府の側ですから、これは逆なんです。事実誤認です」(赤嶺政賢委員、二〇〇七年五月一日衆議院安全保障委員会)

(イ) 「やぐらの上で抗議活動をしていたのは住民ですよ。それを引きずりおろしたのは政府の側なんです」(赤嶺政賢委員、二〇〇七年五月一日衆議院安全保障委員会)

(ウ) 「調査機具を引き抜くという話は、私は

初めてです。大臣から初めて聞きました。地元の人といろいろな交流をしておりますが、そんな発言をする人なんかいませんよ(赤嶺政賢委員、二〇〇七年五月二四日衆議院安全保障委員会)

事実確認を急ぐべきである。

従って、以下、質問する。

一 《(一)の答弁》について

1 「スーツを着て潜ってきて、こちらが調査しようという業者を引きずりおろす」というのは、いつ、どこで、誰による、誰に対する、どのような行為をされているのか。具体的に示されたい。

2 本件について政府は、誰から、どのような報告を受けているか。また本件で逮捕者などは出ているか。

3 (ア)のような指摘もあるが、政府は本件について事実確認をしたか。事実誤認であれば、答弁を訂正する考えはあるか。

二 《(二)の答弁》について

1 「あのやぐらの上に上っているのを引きずりおろして海の中に突き落とさんばかりのような、そういう行動があった」というのは、いつ、どこで、誰による、誰に対する、どのような行為をされているのか。具体的に示されたい。

2 本件について政府は、誰から、どのような報告を受けているか。また本件で逮捕者などは出ているか。

3 (イ)のような指摘もあるが、政府は本件について事実確認をしたか。事実誤認であれば、答弁を訂正する考えはあるか。

三 《(三)の答弁》について

1 「十年前に(略)やぐらを組んだら引きずりおろされて、それでできなかった」というのは、いつ、どこで、誰による、誰に対する、どのような行為をされているのか。具体的に示されたい。

2 本件について政府は、誰から、どのような報告を受けているか。また本件で逮捕者などは出ているか。

3 (イ)のような指摘もあるが、政府は本件について事実確認をしたか。事実誤認であれば、答弁を訂正する考えはあるか。

四 《(四)の答弁》について

1 「事実行為として妨害を受けてできなかった」という答弁における「事実行為」とはどのようなものか。

2 「法治国家でありながらそういうことができなかった」というのは、非合法な行為が行われたのか。また、本件で逮捕者などは出ているか。

3 本件について政府は、誰から、どのような報告を受けているか。

4 非合法な行為がなかったとすれば、答弁を訂正する考えはあるか。

五 《(五)の答弁》について

1 「レギュレーターを外されるような、そういうのはありました」というのは、いつ、どこで、誰による、誰に対する、どのような行為をされているのか。具体的に示されたい。

2 本件について政府は、誰から、どのような報告を受けているか。また本件で逮捕者などは出ているか。

六 《(六)の答弁》について

1 「機具を略」それをまた潜って引き抜かれる」というのは、いつ、どこで、誰による、誰に対する、どのような行為をされているのか。具体的に示されたい。

2 本件について政府は、誰から、どのような報告を受けているか。また本件で逮捕者などは出ているか。

3 (ウ)のような指摘もあるが、政府は本件について事実確認をしたか。事実誤認であれば、答弁を訂正する考えはあるか。

七 《(七)の答弁》について

1 「大変危険な行為もあるわけでございませう」というのは、いつ、どこで、誰による、誰に対する、どのような行為をされているのか。具体的に示されたい。

2 本件について政府は、誰から、どのような報告を受けているか。また本件で逮捕者などは出ているか。

3 政府は本件について事実確認をしたか。事実誤認であれば、答弁を訂正する考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一六六第三一五号

平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出沖縄県辺野古沖における抗議行動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出沖縄県辺野古沖における抗議行動に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の久間防衛大臣の答弁は、那覇防衛施設局が、公共用財産使用協議書を沖縄県に提出し、同県から同協議書に係る公共用財産の使用について同意を得るといった法令で定める適正な手続を行った上で、平成十六年から平成十七年にかけてキャンプ・シュワブ沖でボーリング地質調査(以下「ボーリング調査」という)を実施したが、普天間飛行場代替施設の建設事業に反対する人々(以下「反対する人々」という)の妨害行為により、ボーリング調査に必要な作業を安全に実施できる状況ではなく、作業を中断せざるを得なかったという事実について述べ、その妨害行為の一例として、平成十六年十一月十八日、ボーリング調査の受託者が足場の設置作業を行っている最中に、ウェットスーツを着た反対する人々がボーリング調査の受託者の作業員を設置中の足場から海中に引きずり降ろすという妨害行為がされたという事実について言及したものである。

このような妨害行為については、那覇防衛施設局がボーリング調査の受託者から報告を受けたところである。

また、このような妨害行為に関して逮捕された者はないと承知している。

ボーリング調査の受託者を含む政府関係者が反対する人々を設置中の足場から海中に引きず

り降ろしたというような事実については、確認できなかったものと承知している。
五及び七について

御指摘の久間防衛大臣及び北原防衛施設庁長官の答弁は、平成十九年五月十八日にキャンブ・シユワブ沖で実施した機器設置作業の際に、同作業の受託者の潜水士に対し、反対する人々がレギュレーターを外すなどという妨害行為がされたという事実について言及したものである。

このような妨害行為については、那覇防衛施設局が機器設置作業の受託者から報告を受けたところである。

また、このような妨害行為に関して逮捕された者はないと承知している。

六について

御指摘の久間防衛大臣の答弁は、以上述べてきたような反対する人々による妨害行為を踏まえ、今後想定される妨害行為の一例について述べたものである。

平成十九年六月四日提出
質問 第三一六号

ラブロフ・ロシア外相による北方領土訪問に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ラブロフ・ロシア外相による北方領土訪問に関する質問主意書

一 二〇〇七年六月四日付の朝日新聞二面に、「ロシア外相 北方領土を訪問」との見出しで、「ロシアのラブロフ外相は三日、北方領土の

国後、色丹両島と歯舞諸島の水晶島を訪問した。ロシア外相の北方領土訪問は初めて。訪問後、外相は北方領土問題について「領土問題に関する日ロの立場は正反対だ。解決の方式は見いだされていない」と述べた。

六日からのドイツでの主要八カ国首脳会議（サミット）時の日ロ首脳会談を前に、北方四島への日本の主権を主張する日本側に、妥協する用意がないことを示すのが狙いとみられる。イタル・タス通信などによると、外相は「引き続き両国に受け入れ可能な領土問題の解決策を探る用意がある」としつつ「解決策は（ヤルタ協定で四島のソ連引き渡しを決めた）第二次大戦の結果を基礎にするべきだ」と、これまでの主張を繰り返した。

色丹島で外相は、九四年の地震で壊れ、昨年再建された学校を訪問した。学校で日本語を学ぶ生徒たちから日本語で「サクラ」の歌を披露された外相は「こんな風に日本との交流を強化する必要がある」と語った。この記事（以下、「朝日記事」という。）を掲載している。「朝日記事」にある様に、ロシアのラブロフ外相が北方領土の国後、色丹両島と歯舞諸島の水晶島を訪問した以下、「ラブロフ訪問」という。というのは事実か。

二 外務省は「ラブロフ訪問」をいつ知ったか。

三 「ラブロフ訪問」に関して、ロシア側から日本側に何らかの事前通告がなされたか。

四 三の事前通告が行われたのならば、それは日本国内とロシア国内のいずれにおいてなされたか。

五 三の事前通告が行われたのならば、ロシア側の誰から日本側の誰に対してなされたか。

いて、ラヴロフ・ロシア連邦外務大臣は、国後島、色丹島及び水晶島を訪問した旨述べたと承知している。

二から七までについて

六 三の事前通告が行われたのならば、その内容を明らかにされたい。

御指摘の訪問が計画されている旨報じられたことから、外務省よりロシア連邦外務省に対し、御指摘の訪問につき照会したところ、同省から明確な回答はなかった。

七 三の事前通告が行われたのならば、それに対する日本側の対応如何。

八について

八 過去に日本の現職の閣僚が北方領土を訪問したことがあるか。あるのならば、その時期と閣僚の官職氏名を明らかにされたい。

お尋ねについては、最近の事例では、例えば、平成十七年七月に小池百合子内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）が国後島及び択捉島を訪問したことがある。

九 「ラブロフ訪問」に対する外務省の評価如何。

九について

十 今回ラブロフ・ロシア外相が択捉島を訪問しなかったことに対して、外務省はどのような評価をしているか。

外務省として、現在日露間で行われている平和条約の締結に関する交渉に否定的な影響を与えることがないようロシア側において十分な配慮がなされることが重要であると考えている。

内閣衆質一六六第三一六号
平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ラブロフ・ロシア外相による北方領土訪問に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ラブロフ・ロシア外相による北方領土訪問に関する質問に対する答弁書

一について

平成十九年六月三日に行われた記者会見にお

平成十九年六月四日提出
質問 第三一七号

在ロシア日本国大使館の執務体制に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ロシア日本国大使館の執務体制に関する質問主意書

一 在ロシア日本国大使館のホームページは公文書か。

二 一のホームページの中に、「ロシア概観」という、ロシアの概要を紹介するコーナーがあるが、右の「ロシア概観」は公文書か。

三 「ロシア概観」が最近更新されたのはいつか。

四 二〇〇七年六月四日現在、ロシアの国防相は誰か。

五 「ロシア概観」に、二〇〇七年一月現在の副首相兼国防相にセルゲイ B・イワノフの名前が掲載されているが、右は二〇〇七年六月四日の時点でも事実を反映しているものか。

六 二〇〇七年六月四日現在の、セルゲイ B・イワノフの官職は第一副首相であると認識しているが、確認を求める。また、セルゲイ B・イワノフ氏が第一副首相に任命された年月日を明らかにされたい。

七 一般論として、実態からかけ離れた情報を国民に提供することは国益に合致すると外務省は認識しているか。

八 不作為の定義如何。

九 怠慢の定義如何。

十 在ロシア日本国大使館のホームページが適切

に更新されていないことは、外務省の不作為であり怠慢であると思料するが、外務省の認識如何。
右質問する。

内閣衆質一六六第三一七号

平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館の執務体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア日本国大使館の執務体制に関する質問に対する答弁書

一 について

公文書とは、一般に、公務員が職務上作成する文書の意味すると承知するところ、御指摘のホームページ及び記事は、公文書に該当する。

二及び三について

御指摘の資料は、ロシア連邦の概略につき広く一般に紹介するために作成したものであり、在ロシア日本国大使館のホームページにおける同資料の最新の更新は、平成十九年六月六日に行われた。

四について

二千七年六月四日現在、ロシア連邦国防大臣は、アナトーリー・セルジュコフ氏である。

五について

二千七年一月の時点ではロシア連邦副首相兼

国防大臣がセルゲイ・イワノフ氏であったとの事実は、二千七年六月四日においても変わりはない。

六について

御指摘の人物は、二千七年六月四日現在、ロシア連邦政府第一副首相の職にあり、同人は同職に二千七年二月十五日に任命された。

七について

御指摘の「実態からかけ離れた情報の意味するところが必ずしも明らかでないが、外務省として、国民に提供する情報は真実に沿ったものであるべきであると考えている。

八について

不作為とは、一般に、なすべきことをしないことを意味するものと承知している。

九について

怠慢とは、一般に、なまけおこたることを意味するものと承知している。

十について

外務省として、在外公館のホームページは、我が国の外交政策及び一般事情並びに海外事情等に関する情報を広く一般に提供する手段の一つであり、できる限り適時適切に更新されることが望ましいと認識している。

平成十九年六月四日提出
質問 第三一八号

在ベルギー大使館に配置されていた日本画「姉妹」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ベルギー大使館に配置されていた日本画「姉妹」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日

が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた?」の見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ベルギー大使館に配置されていた、岩渕芳華氏が作者の日本画「姉妹」(以下、「姉妹」という)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「姉妹」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「姉妹」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「姉妹」はいまどこに配置されているか。

五 「姉妹」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであれば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「姉妹」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「姉妹」が消失した時点での在ベルギー日本国特命全権大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。
在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一六六第三一八号
平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「姉妹」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベルギー大使館に配置されていた日本画「姉妹」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「姉妹」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「姉妹」は、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期及び価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「姉妹」は、現在、在瀋陽総領事館に配置されている。

六について

外務省として、御指摘の「姉妹」の管理体制は適切であると考ええる。

平成十九年六月四日提出
質問 第三一九号

在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「寢覚」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「寢覚」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日

が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在グアテマラ大使館に配置されていた、村岸良華氏が作者の日本画「寢覚」(以下、「寢覚」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「寢覚」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいづ「寢覚」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「寢覚」はいまどこに配置されているか。

五 「寢覚」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであれば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。六 外務省における「寢覚」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「寢覚」が消失した時点での在グアテマラ日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第三一九号
平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「寢覚」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在グアテマラ大使館に配置されていた日本画「寢覚」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「寢覚」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「寢覚」は、昭和四十九年に寄贈を受けたものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「寢覚」は、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「寢覚」を廃棄した時点でのグアテマラ国駐劄特

命全權大使は上野景文であり、同氏は現在パチカン国駐劄特命全權大使である。

六について

外務省として、御指摘の「寢覚」の管理体制は適切であったと考える。

平成十九年六月四日提出
質問 第三二一〇号

在フランス大使館に配置されていた彫刻「あまつひ やくも」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在フランス大使館に配置されていた彫刻「あまつひ やくも」の消失に関する質問主意書

意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在フランス大使館に配置されていた、勅使河原蒼風氏が作者の彫刻「あまつひ やくも」(以下、「あまつひ やくも」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。二 「あまつひ やくも」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「あまつひ やくも」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「あまつひ やくも」はいまどこに配置されているか。

五 「あまつひ やくも」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「あまつひ やくも」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「あまつひ やくも」が消失した時点での在フランス日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第三二〇号

平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在フランス大使館に配置されていた彫刻「あまつひ やくも」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在フランス大使館に配置されていた彫刻「あまつひ やくも」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知

している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「あまつひ やくも」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「あまつひ やくも」は、昭和四十三年に寄贈を受けたものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「あまつひ やくも」は、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）等に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「あまつひ やくも」を廃棄した時点でのフランス国駐節特命全權大使は飯村豊であり、同氏は現在も同職にある。

六について

外務省として、御指摘の「あまつひ やくも」の管理体制は適切であったと考える。

平成十九年六月四日提出
質問 第三二一 号

在韓国大使館に配置されていた日本画「門」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在韓国大使館に配置されていた日本画「門」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日「スクープ」外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト（作者、作品名、種類、号数、その他）との題で、

前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在韓国大使館に配置されていた、服部守弘氏が作者の日本画「門」（以下、「門」という。）が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「門」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「門」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「門」はいまどこに配置されているか。

五 「門」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「門」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「門」が消失した時点での在韓国日本国特命全權大使の氏名を明らかにされたい。

八 七の大使は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第三二一号

平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在韓国大使館に配置されていた日本画「門」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在韓国大使館に配置されていた日本画「門」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「門」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「門」は、昭和五十九年に取得したものであるが、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「門」は、現在、外務本省に保管されている。

六について

外務省として、御指摘の「門」の管理体制は適切であると考えます。

平成十九年六月四日提出
質問 第三二二 号

在ベレン総領事館に配置されていた洋画「スペイン風景その一」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

官 報 (号 外)

在ベレン総領事館に配置されていた洋画「スペイン風景その一」の消失に関する質問主意書

- 一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた?」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ベレン総領事館に配置されていた、福沢一郎氏が作者の洋画「スペイン風景その一」(以下、「スペイン風景その一」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。
- 二 「スペイン風景その一」に関する物品管理簿は備えられているか。
- 三 外務省はいつ「スペイン風景その一」を購入したか。またその購入価格は幾らか。
- 四 「スペイン風景その一」はいまどこに配置されているか。
- 五 「スペイン風景その一」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであれば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。
- 六 外務省における「スペイン風景その一」の管理

体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

- 七 「スペイン風景その一」が消失した時点での在ベレン日本国総領事の氏名を明らかにされたか。

八 七の総領事は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一六六第三二二号

平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベレン総領事館に配置されていた洋画「スペイン風景その一」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在ベレン総領事館に配置されていた洋画「スペイン風景その一」の消失に関する質問に対する答弁書

一 について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二 について

物品管理簿においては、御指摘の「スペイン風景その一」に係る記載がなされている。

三 について

御指摘の「スペイン風景その一」は、二万七千八百十円にて購入したものであるが、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「スペイン風景その一」は、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号等)に基づき、物品管理官による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の「スペイン風景その一」を廃棄した時点での在ベレン総領事は三浦哲雄であり、同氏は現在外務省の非常勤職員である。

六 について

外務省として、御指摘の「スペイン風景その一」の管理体制は適切であったと考える。

平成十九年六月四日提出
質問 第三二一三三号

在トロント総領事館に配置されていた日本画「朝顔」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在トロント総領事館に配置されていた日本画「朝顔」の消失に関する質問主意書

- 一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた?」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置され

ている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在トロント総領事館に配置されていた、速水御舟氏が作者の日本画「朝顔」(以下、「朝顔」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「朝顔」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「朝顔」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「朝顔」はいまどこに配置されているか。

五 「朝顔」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであれば、外務省内においてどのような内規手続きを経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「朝顔」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「朝顔」が消失した時点での在トロント日本国総領事の氏名を明らかにされたい。

八 七の総領事は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一六六第三二三号

平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在トロント総領事館に配置されていた日本画「朝顔」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在トロント総領事館に配置されていた日本画「朝顔」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「朝顔」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「朝顔」は、取得の経緯に係る記録が残っていないため、購入時期及び価格についてお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「朝顔」は、現在も在トロント総領事館に配置されている。

六について

外務省として、御指摘の「朝顔」の管理体制は適切であると考ええる。

平成十九年六月四日提出
質問 第三二四号

在ニューオリンズ総領事館に配置されていた日本画「鯉」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ニューオリンズ総領事館に配置されていた日本画「鯉」の消失に関する質問主意書
一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日
が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館

平成十九年六月十四日 衆議院会議録第四十三号

議長長の報告

から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた?」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)」の題で、

前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ニューオリンズ総領事館に配置されていた、鎌倉秀雄氏が作者の日本画「鯉」(以下、「鯉」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「鯉」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「鯉」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「鯉」はいまどこに配置されているか。

五 「鯉」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続を経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「鯉」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「鯉」が消失した時点での在ニューオリンズ日本国総領事の氏名を明らかにされたい。

八 七の総領事は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第三二四号
平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ニューオリンズ総領事館に配置されていた日本画「鯉」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ニューオリンズ総領事館に配置されていた日本画「鯉」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「鯉」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「鯉」は、昭和五十六年に六十万円にて購入したものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「鯉」は、現在、外務本省に保管されている。

六について

外務省として、御指摘の「鯉」の管理体制は適切であると考ええる。

平成十九年六月四日提出
質問 第三二五号

在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた日本画「富士」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた日本画「富士」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた?」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)」の題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた、三輪晃久氏が作者の日本画「富士」(以下、「富士」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「富士」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「富士」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「富士」はいまどこに配置されているか。

五 「富士」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続を経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「富士」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「富士」が消失した時点での在ラスパルマス駐在官事務所長の氏名を明らかにされたい。

八 七の事務所長は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一六六第三二五号
平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ラスパルマス駐在官事務所配置されていた日本画「富士」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ラスパルマス駐在官事務所配置されていた日本画「富士」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「富士」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「富士」は、昭和五十五年に六十万円にて購入したものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「富士」は、現在、外務本省に保管されている。

六について

外務省として、御指摘の「富士」の管理体制は適切であると考える。

平成十九年六月四日提出
質問 第三二一六号

在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた陶磁器「萩窯変壺」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた陶磁器「萩窯変壺」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、

前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上る美術品の一覧を掲載している。その中に、在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた、岡田裕氏が作者の陶磁器「萩窯変壺」(以下、「萩窯変壺」という。)が含まれていることを外務省は承知しているか。

二 「萩窯変壺」に関する物品管理簿は備えられているか。

三 外務省はいつ「萩窯変壺」を購入したか。またその購入価格は幾らか。

四 「萩窯変壺」はいまどこに配置されているか。

五 「萩窯変壺」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処分されたのであるならば、外務省内においてどのような内規手続を経て廃棄処分されたのか。

六 外務省における「萩窯変壺」の管理体制は適切だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「萩窯変壺」が消失した時点での在ラスパルマス駐在官事務所長の氏名を明らかにされたい。

八 七の事務所長は現在も外務省に在籍しているか。在籍しているのなら、現在の官職を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第三二六号
平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ラスパルマス駐在官事務所配置されていた陶磁器「萩窯変壺」の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ラスパルマス駐在官事務所に配置されていた陶磁器「萩窯変壺」の消失に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

二について

物品管理簿においては、御指摘の「萩窯変壺」に係る記載がなされている。

三について

御指摘の「萩窯変壺」は、昭和五十五年に十八万円にて購入したものである。

四、五、七及び八について

御指摘の「萩窯変壺」は、現在、在スペイン日本国大使館に配置されている。

六について

外務省として、御指摘の「萩窯変壺」の管理体制は適切であると考える。

平成十九年六月四日提出
質問 第三二一七号

在アトランタ総領事館に配置されていた作者不明の日本画「山水画」の消失に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在アトランタ総領事館に配置されていた作者不明の日本画「山水画」の消失に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月二十五日発売の週刊金曜日が、「スクープ 外務省に新疑惑 日本大使館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えた!」との見出しで特集記事を報じている。その十頁と十一頁に「消失」した美術品リスト(作者、作品名、種類、号数、その他)との題で、前田雄吉衆議院議員が二〇〇二年八月外務省から入手した在外公館に配置されている美術品のリストと、週刊金曜日が二〇〇七年一月に情報開示請求によって入手した在外公館に配置されている美術品の最新リストを比較したところ、最新のリストから消えている、全九十八点に上

る美術品の一覧を掲載している。その中に、在
アトランタ総領事館に配置されていた、作者不
明の日本画「山水画」(以下、「山水画」という。
が含まれていることを外務省は承知している
か。

二 「山水画」に関する物品管理簿は備えられてい
るか。

三 外務省はいつ「山水画」を購入したか。またそ
の購入価格は幾らか。

四 「山水画」はいまどこに配置されているか。

五 「山水画」は廃棄処分されたのか。もし廃棄処
分されたのであるならば、外務省内においてど
のような内規手続きを経て廃棄処分されたの
か。

六 外務省における「山水画」の管理体制は適切
だったと考えるか。外務省の見解如何。

七 「山水画」が消失した時点での在アトランタ日
本国総領事の氏名を明らかにされたい。

八 七の総領事は現在も外務省に在籍している
か。在籍しているのなら、現在の官職を明らか
にされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第三二七号

平成十九年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在アトランタ総領事
館に配置されていた作者不明の日本画「山水画」
の消失に関する質問に対し、別紙答弁書を送付
する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在アトランタ総
領事館に配置されていた作者不明の日本画
「山水画」の消失に関する質問に対する答弁
書

一 について

外務省として、御指摘の記事については承知
している。

二 について

物品管理簿においては、御指摘の「山水画」に
係る記載がなされている。

三 について

御指摘の「山水画」は、取得の経緯に係る記録
が残っていないため、購入時期及び価格につい
てお答えすることは困難である。

四、五、七及び八について

御指摘の「山水画」は、物品管理法(昭和三十
一年法律第百十三号)等に基づき、物品管理官
による不用の決定を経て廃棄された。御指摘の
「山水画」を廃棄した時点での在アトランタ総領
事は小川正二であり、同氏は現在も同職にあ
る。

六 について

外務省として、御指摘の「山水画」の管理体制
は適切であったと考える。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及び
シンガポール共和国との相互承認の実施に関
する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十九年四月十八日

参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及
びシンガポール共和国との相互承認の実施
に関する法律の一部を改正する法律

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシ
ンガポール共和国との相互承認の実施に関する法
律(平成十三年法律第百十一号)の一部を次のよう
に改正する。

題名を次のように改める。

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外
国との相互承認の実施に関する法律

第一条中「相互承認に関する日本国と欧州共同
体との間の協定(以下「日欧協定」という。)及び新
たな時代における経済上の連携に関する日本国と
シンガポール共和国との間の協定(以下「日シ協
定」という。))を相互承認協定に改め、「我が国
と欧州共同体及びシンガポール共和国との間の」
を削り、「の輸出入」を「に係る製造、輸出入、販
売その他の事業活動」に改める。
第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「相互承認協定」とは、

我が国が締結する条約その他の国際約束のう
ち、我が国と我が国以外の締約国が、適合性評
価手続(特定の機器が各締約国の関係法令等特
定の機器に関する法令及びその運用に関し各締
約国の当局が発する告示その他の定めをいう。
次条第一項において同じ。)に定める技術上の要
件に適合しているかどうかを決定するための手
続をいう。以下この条において同じ。)の結果
(当該結果の表示及び証明書を含む。第三項及
び第四項において同じ。)を相互に受け入れるこ
とを内容とするものであって、その適確な実施
を確保するためこの法律に基づく措置を講ずる
ことが必要なものとして政令で定めるものをい
う。

2 この法律において「特定機器」とは、特定輸出
機器及び特定輸入機器をいう。

3 この法律において「特定輸出機器」とは、相互
承認協定の締約国である外国(以下「外国」とい
う。)が当該相互承認協定の規定により適合性評
価手続の結果を受け入れることとなる通信端末
機器、無線機器及び電気製品をいう。

4 この法律において「特定輸入機器」とは、我が
国が相互承認協定の規定により適合性評価手続
の結果を受け入れることとなる通信端末機器、
無線機器及び電気製品をいう。

5 この法律において「適合性評価機関」とは、相
互承認協定に規定する機関であつて、適合性評
価手続を実施するものをいう。

6 この法律において「登録」とは、相互承認協定
の規定により行われる適合性評価機関の登録を
いう。

7 この法律において「国外適合性評価事業」と
は、特定輸出機器に関する適合性評価手続を実
施する事業をいう。

平成十九年六月十四日 衆議院会議録第四十三号

議長報告 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律案及び同報告書

官 報 (号 外)

第五條第一項中、次の各号に掲げる「国外適合性評価事業」の区分に応じ、当該各号に定める「指定基準」を「相互承認協定に規定する指定基準であつて、国外適合性評価事業の区分に応じて政令で定めるもの」に改め、各号を削る。

第十条中「日欧協定又は日シ協定」を「相互承認協定」に改める。

第十一条中「日欧協定第八条⁷又は日シ協定第五十二条6の規定により日欧合同委員会又は日シ合同委員会から」を「相互承認協定の規定により」に、「事項について通報があった」を「処分が行われた」に改める。

第十三条第一項第二号中「第五条第一項各号に定める」を「第五条第一項に規定する主務省令で定める」に改め、同項第六号中「日欧協定又は日シ協定」を「相互承認協定に改め、同条第二項中「日欧協定第九條4又は日シ協定第五十三條4」を「相互承認協定」に改める。

第二十九条中「欧州共同体又はシンガポール共和国」を「外国」に改め、「欧州共同体の指定当局（日欧協定第一条１(d)に規定する指定当局をいう。）又はシンガポール共和国の指定当局（日シ協定第四十五条１(d)に規定する指定当局をいう。）が第四十五条１(c)又は日シ協定第一條一(c)又は日シ協定第一條一(c)に規定する」を「相互承認協定の規定により外国の当局が行う」に改める。

第三十条第一項中「日欧協定第八條」又は日シ協定第五十二條の規定により日欧合同委員会又は日シ合同委員会から」を「相互承認協定の規定により」に、「事項について通報があつた」を「処分が

行われた」に改め、同項各号中「欧州共同体又はシンガポール共和国」を「外国」に改め、同項に次の一号を加える。

三 外国の適合性評価機関の指定の効力の停止
又はその停止の解除

第三十条第二項を削る。
第三十一条及び第三十二条を次のように改める。

第三十一条 登録外国適合性評価機関（電気通信事業法第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合している旨の認定を行う者として同法第八十六条第一項の総務省令で定める事業の区分と同一の区分ごとに登録を受けている者に限る。以下この条において同じ。）が端末機器を（同法第五十三条第一項に規定する端末機器をいい、当該登録を受けている区分に係るものにに限る。次項において同じ。）について技術基準適合認定（同条第一項に規定する技術基準適合認定をいう。以下この項において同じ。）を行った場合には、当該技術基準適合認定を登録認定機関（同条第一項に規定する登録認定機関をいう。以下この条において同じ。）がした技術基準適合認定と、当該登録外国適合性評価機関による技術基準適合認定を受けた者を登録認定機関による技術基準適合認定を受けた者とそれぞれみなして、同法第五十三条第二項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第六十二条第一項、第六十六条第二項並びに第六十七条第一項、第二項及び第五項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、

同法第五十三條第二項中「登録認定機関」とあるのは、「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十一条第一項前段に規定する登録外国適合性評価機関」と、「付さなければならぬ」とあるのは「付すことができる」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 登録外国適合性評価機関が端末機器の設計（当該設計に合致することの確認の方法を含む。）について設計認証（電気通信事業法第五十六条第一項に規定する設計認証をいう。以下この項において同じ。）を行った場合には、当該設計認証を登録認定機関がした設計認証と、当該登録外国適合性評価機関による設計認証を受けた者を登録認定機関による設計認証を受けた者とそれぞれみなして、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十条第一項、第六十一条、第六十二条第二項及び第三項、第六十六條第三項並びに第六十七條第四項及び第六項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第六十条第一項第五号中「登録認定機関」とあるのは、「特定機器に関する適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第一百一号）第三十一条第一項前段に規定する登録外国適合性評価機関」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十二条 前条の規定の適用がある場合における電気通信事業法第五十三条第三項、第五十五

条第二項、第六十條第二項、第六十二條第四項、第六十九條第一項、第六十六條第七項及び第八項、第六百六十七條第三項、第六百六十八條並びに第七十一條の規定(同法第五十三條第三項の規定に係る罰則を含む。)の適用については、同法第五十三條第三項中「第百四條第四項において準用する場合」とあるのは「第百四條第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号。以下「相互承認実施法」という。)第三十一條第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第百四條第七項において準用する場合」とあるのは「第百四條第七項において準用する場合及び相互承認実施法第三十一條第二項の規定により適用される場合」と、同法第六十九條第一項中「第百四條第四項において準用する場合」とあるのは「第百四條第四項において準用する場合及び相互承認実施法第三十一條第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第百四條第七項において準用する場合」とあるのは「第百四條第七項において準用する場合及び相互承認実施法第三十一條第二項の規定により適用される場合」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十三條及び第三十四條を次のように改め

第三十三条 登録外国適合性評価機関(電波法第三章に定める技術基準に適合している旨の証明を行う者として同法第三十八条の二第一項に掲

ける事業の区分と同一の区分ごとに登録を受けている者に限る。以下この条において同じ。）が特定無線設備（同項に規定する特定無線設備をいい、当該登録を受けている区分に係るものに限る。次項において同じ。）について技術基準適合証明（同法第三十八条の二第一項に規定する技術基準適合証明をいう。以下この項において同じ。）を行った場合には、当該技術基準適合証明を登録証明機関（同法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関をいう。以下この条において同じ。）がした技術基準適合証明と、当該登録外国適合性評価機関による技術基準適合証明を受けた者を登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者とそれぞれみなして、同法第三十八条の七第一項、第三十八条の二十第一項、第三十八条の二十一第一項及び第二項、第三十八条の二十二第一項、第三十八条の二十三第一項並びに第三十八条の三十第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十八条の七第一項中「登録証明機関」とあるのは「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十三条第一項前段に規定する登録外国適合性評価機関」と、「付さなければならない」とあるのは「付すことができる」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

登録外国適合性評価機関が特定無線設備の工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む。）について工事設計認証（電波法第

三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証をいう。以下この項において同じ。」を行った場合には、当該工事設計認証を登録証明機関がした工事設計認証と、当該登録外国適合性評価機関による工事設計認証を受けた者を登録証明機関による工事設計認証を受けた者とそれぞれみなして、同法第三十八条の二十五から第三十八条の二十七まで、第三十八条の二十八第一項、第三十八条の二十九並びに第三十八条の三十第二項及び第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同法第三十八条の二十八第一項第五号中「登録証明機関」とあるのは、「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十三条第一項前段に規定する登録外国適合性評価機関」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十四条 前条の規定の適用がある場合における電波法第四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十三条第二項、第十五条、第二十七条の二、第二十七条の十八第一項、第三十八条の七第二項及び第三項、第三十八条の二十第二項、第三十八条の二十一第三項、第三十八条の二十二第二項、第三十八条の二十三第二項、第三十八条の二十八第二項、第三十八条の三十四第四項、第七章、第九十九条の二並びに第百三条の二第十一項及び第十七項から第二十五項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、同法第四条第二号中「第三十

八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号。以下「相互承認実施法」という。)第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八条の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第三十八条の七第二項及び第三項中「第三十八条の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第四項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八條の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八条の三十一第六項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三条として準用する場合及び相互承認実施法第三十三条第二項の規定により適用される場合」と、同法第三十八條の七第二項及び第三項中「第三十八條の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八條の三十一第四項において準用する場合及び相互承認実施法第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、同法第三十三條の二第十一項中「第三十八條の二十六(外國取扱業者に適用される場合を除く。）」とあるのは「第三十八條の二十六(外國取扱業者に適用される場合を除く。)、相互承認実施法第三十三條第二項の規定により適用される第三十八條の二十六(外國取扱業者に適用される場合を除く。))とするほか、必要な技術的説替えは、政令で定める。

第三十五條中「」に係る特定電気用品(の下に「同法第二條第二項に規定する特定電気用品をいい、」

第三十八条中「日欧協定第七条2若しくは第九
条1(c)」を「相互承認協定」に、「日欧合同委員会が
これらの規定に規定する合同検証を行うことを決
定し、又は日シ協定第五十一条2若しくは第五十
三条1(c)の規定により日シ合同委員会がこれらの
規定に規定する合同検証を行うことを決定した」
を「合同委員会(相互承認協定に規定する合同委員
会をいう。以下この条において同じ。)が合同検証
を行うことを決定した」に、「日欧合同委員会の指定
する欧州共同体の職員又は日シ合同委員会の指定
するシンガポール共和国」を「相互承認協定の規定に
より合同委員会が指定する外国」に改める。

第四十四条第一項中「次のとおり」を「政令で定めるところにより、総務大臣又は経済産業大臣」に改め、各号を削り、同条第二項第一号中「第四章第二節又は第三節」を「前章第二節又は第三節」に、「欧州共同体又はシンガポール共和国」を「外
国」に改め、同項第二号中「第四章第四節」を「前章第四節」に、「欧州共同体又はシンガポール共和
国」を「外国」に改め、同条第三項中「第一項に定める」を「第一項に規定する政令で定める」に改め
る。

者」を「第十二条第二項の規定に違反した者」に改め、各号を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する端末機器（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十三条第一項に規定する端末機器をいう。以下この条において同じ。）であつて、この法律による改正前の特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（以下「旧法」という。）第三十一条第一項第一号に掲げるもの（旧法第三十二条第一項の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。）は、電気通信事業法第五十三条第二項の規定により表示が付されている端末機器とみなす。この場合において、同法第五十四条（同法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定は、適用しない。

第三条 この法律の施行の際現に存する特定無線設備（電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第三十八条の二第二項に規定する特定無線設備をいう。以下この条において同じ。）であつて、旧法第三十三条第一項第一号に掲げるもの（旧法第三十四条第一項の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。）は、電波法第三十八条の二十六の規定により表示が付されている特定無線設備とみなす。この場合において、同法第三十八條の二十九において準用する同法第三十八條の二十二第一項の規定は、適用しない。

第四条 前二条に規定するものを除くほか、この法律の施行前に旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。

性評価機関がした技術基準適合認定とみなす。

3 この法律の施行前に旧法第三十一条第一項第一号に規定する認定を受けた者は、新法第三十一条第一項の登録外国適合性評価機関による技術基準適合認定を受けた者とみなす。

4 この法律の施行の際現に存する端末機器であつて、旧法第三十一条第二号に掲げる端末機器（旧法第三十二条第一項の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。）は、電気通信事業法第五十八条の規定により表示が付されている端末機器とみなす。この場合において、同法第六十二条第二項の規定により読み替えて適用される同法第六十一条において準用する同法第五十四条の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前にされた旧法第三十一条第一項第二号に規定する認証は、新法第三十一条第二項の登録外国適合性評価機関がした設計認証とみなす。

6 この法律の施行前に旧法第三十一条第一項第二号に規定する認証を受けた者は、新法第三十一条第二項の登録外国適合性評価機関による設計認証を受けた者とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に存する特定無線設備（電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第三十八条の二第二項に規定する特定無線設備をいう。以下この条において同じ。）であつて、旧法第三十三条第一項第一号に掲げるもの（旧法第三十四条第一項の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。）は、電

波法第三十八条の七第一項の規定により表示が付されている特定無線設備とみなす。この場合において、同法第三十八条の二十二第一項（同法第三十八条の三十第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に存する特定無線設備であつて、旧法第三十三条第一項第一号に規定する証明がされ、かつ、同号の表示が付されていないものに係る当該証明は、新法第三十三条第一項の登録外国適合性評価機関がした技術基準適合証明とみなす。

3 この法律の施行前に旧法第三十三条第一項第一号に規定する証明を受けた者は、新法第三十三条第一項の登録外国適合性評価機関による技術基準適合証明を受けた者とみなす。

4 この法律の施行の際現に存する特定無線設備であつて、旧法第三十三条第一項第二号に掲げる特定無線設備（旧法第三十四条第一項の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。）は、電波法第三十八条の二十六の規定により表示が付されている特定無線設備とみなす。この場合において、同法第三十八條の二十九において準用する同法第三十八條の二十二第一項の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前にされた旧法第三十三条第一項第二号に規定する認証は、新法第三十三条第二項の登録外国適合性評価機関がした工事設計認証とみなす。

6 この法律の施行前に旧法第三十三条第一項第二号に規定する認証を受けた者は、新法第三十三条第二項の登録外国適合性評価機関による工事設計認証を受けた者とみなす。

(旧法による処分及び手続)

第四条 前二条に規定するものを除くほか、この法律の施行前に旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律」を「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律」に改める。

一 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一百七号

二 独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）第十一条第二項第九号

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の適確な実施を確保するとともに、将来締結する相互承認協定についても迅速に対応できることとする等の国内法の整備を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 法律の題名を「特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律」に改めること。

2 協定名等を法律で引用する現在の「個別法形式」から、協定名等を政令で規定するいわゆる「二般法形式」に改めること。

3 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとともに、必要な経過措置を講じること。

二 議案の可決理由

適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定をはじめとする相互承認協定の適確かつ円滑な実施を確保するため、特定輸出機器に関して適合性評価手続を実施する国外適合性評価事業の認定等を適正かつ確実に行うための制度を整備しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと

と議決した。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十九年六月十二日

総務委員長 佐藤 勉

衆議院議長 河野 洋平殿

〔別紙〕

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 情報通信分野を始めとする我が国の国際競争力の拡充強化に向けて、相互承認協定の締結の拡大を図るとともに、産学官連携して国際標準化の策定、情報通信分野等の技術者の育成に積極的に取り組むこと。

二 今回の改正により、今後締結される相互承認協定への対応が政令にゆだねられることから、利用者のニーズに十分配慮しつつ、適合性評価手続の円滑化等に努めること。

三 現在行われている相互承認の実施状況を十分に踏まえ、認証に係るコストの低減、認証サービスの質的充実等利用者の利便性の向上を図り、国際的にも信頼される認証機関の育成に努めること。

四 電気通信機器に関するシンガポール共和国と

の相互承認協定の運用がいまだに実施されていないことから、相手国の関係当局と協力して早期の運用開始に努めること。

政治資金規正法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十九年五月三十日

提出者

東 順治 後藤 茂之
西村 康稔 早川 忠孝
佐藤 茂樹 大口 善徳
賛成者
太田 誠一 外二十一名

政治資金規正法の一部を改正する法律

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二の次に次の一条を加える。

（資金管理団体による不動産の取得等の制限）

第十九条の二の二 資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならない。

第十九条の五の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（資金管理団体の報告書の記載等）」を付し、同条中「含む」の下に「。次条において同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の五の二 資金管理団体の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一

項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第十二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「経費以外の経費の支出」とあるのは、「経費以外の経費（第十九条第二項に規定する資金管理団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、第十九条の二の次に一条を加える改正規定及び次条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第十九条の二の二の規定は、次に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権（建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。以下同じ。）については適用しない。

一 資金管理団体が前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前から引き続き保有している土地若しくは建物の所有権又は借地権

二 資金管理団体が一部施行日前にされた土地若しくは建物の所有権又は借地権の取得に係る契約又は遺贈に基づいて一部施行日以後に取得する土地若しくは建物の所有権又は借地権

三 次に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権

イ 資金管理団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる土地の所有権又は借地権を保有しており又は取得した場合において、一部施行日又は当該取得の日から一年以内(当該期間内に次号に規定する換地処分等)に於いて当該土地に係る建物の所有権の取得が制限される期間があるときは、一年に当該期間を加えた期間以内とする。)に取得する当該土地(当該土地について次号に規定する換地処分等があったときは、当該換地処分等により取得した土地を含む。)の上の建物の所有権

ロ 資金管理団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる建物の所有権を保有しており又は取得した場合(当該建物の所有権を引き続き保有するために当該建物の敷地を使用する権原を新たに取得することが必要な事情があるときに限る。)において、一部施行日又は当該建物の所有権の取得の日から一年以内に取得する当該建物の敷地の借地権(当該借地権の取得が困難な事情があるときは、当該敷地の所有権を含む。)資金管理団体が、前三号に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権(この号に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権を含む。)に代えて、一部施行日以後に換地処分等(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)その他の法律による土地区画整理事業等

の事業における換地処分その他の従前の土地若しくは建物の所有権又は借地権に代えて他の土地若しくは建物の所有権又は借地権を取得させる手続をいう。)により取得する土地若しくは建物の所有権又は借地権

2 資金管理団体(新法第十二条第一項の規定により報告書に記載すべき資産等があった年の十二月三十一日又は解散し、若しくは目的の変更その他により政治団体でなくなった日において資金管理団体であったものを含む。)の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う、一部施行日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出に係る新法第十二条第一項第三号の規定の適用については、同号イ及びハ中「所在及び面積」とあるのは「所在、面積及び利用の現況(当該資金管理団体の事務所の用に供している場合にあつてはその旨、当該資金管理団体の事務所以外の用に供している場合にあつてはその旨、当該資金管理団体の事務所の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該建物を現に使用している者)との用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額をいう。」と、同号ロ中「所在及び面積」とあるのは「所在、床面積及び利用の現況(当該資金管理団体の事務所の用に供している場合にあつてはその旨、当該資金管理団体の事務所の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該建物を現に使用している者)との用途、使用している面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額をいう。」とする。

との用途、使用している床面積、その者と当該資金管理団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額をいう。」とする。

第三条 新法第十九条の五の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係るこの法律による改正前の政治資金規正法(以下「旧法」という。)第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

資金管理団体の政治資金の使途に関し国民の信頼を確保するため、人件費以外の経常経費の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付を義務付けるとともに、不動産の取得等を制限する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政治資金規正法の一部を改正する法律案 (東順治君外五名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、資金管理団体の政治資金の使途に関し国民の信頼を確保するため、不動産の取得等を制限するとともに、人件費以外の経常経費の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付を義務付けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 資金管理団体による不動産の取得等の制限
資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならないものとする。

2 資金管理団体による人件費以外の経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務付け

(一) 資金管理団体は、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の一件当たり五万円以上の支出について、収支報告書に、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならないものとする。

(二) 資金管理団体は、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の一件当たり五万円以上の支出について、収支報告書の提出の際に、領収書等の写しを併せて提出しなければならないものとする。

3 施行期日等

(一) この法律は、平成二十年一月一日から施行するものとする。ただし、1については、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとする。

(二) 1による改正後の政治資金規正法の規定は、1の施行前から引き続き所有している不動産(これと密接に関連する不動産を含む。)については、適用しないものとする。なお、当該不動産については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければならないものとする。

(三) 2による改正後の政治資金規正法の規定は、平成二十年の収入及び支出に係る収支報告書から適用するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、資金管理団体の政治資金の使途に関し国民の信頼を確保するため、不動産の取得等を制限するとともに、人件費以外の経常経費の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付を義務付けようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブの提案に係る修正案が提出されたが、否決された。右報告する。

平成十九年六月十三日

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に関
する特別委員長 今井 宏

衆議院議長 河野 洋平殿

政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する修正案

右の修正案を提出する。

平成十九年六月十三日

提出者

岡田 克也 松本 剛明

武正 公一 鈴木 克昌

近藤 洋介

賛成者

安住 淳 外五百名

政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する修正

政治資金規正法の一部を改正する法律案の全部を次のように修正する。

政治資金規正法の一部を改正する法律

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第二号中「次条第一項第三号ロ」を

「第九条第一項第三号ロ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(政党以外の政治団体による不動産及び有価証券等の取得等の制限)

第八条の四 政党以外の政治団体は、土地若しくは

は建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならない。

2 政党以外の政治団体は、株券その他の有価証券(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)

第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいう。第十二条第一項第三号トにおいて同じ。)

その他の主として金銭等の運用(前条各号に掲げる方法によるものを除く。)の対象となるものとして総務省令で定めるものを取得し、又は保有してはならない。

第十一条中「五万円以上の」を「二万円を超える」に改める。

第十二条第一項第二号中「光熱水費その他の総務省令で定める経費」を削り、「五万円以上の」を「二万円を超える」に改め、同項第三号ト中「証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項及び第二項に規定する」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、第八条の三第二号の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び第十二条第一項第三号の改正規定並びに次条並びに附則第三条及び第五条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

第二条 この法律による改正後の政治資金規正法(以下「新法」という。)第八条の四第一項の規定

は、次に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権(建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。以下同じ。)については適用しない。

一 政党以外の政治団体が前条ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)前から引き続き保有している土地若しくは建物の所有権又は借地権

二 政党以外の政治団体が一部施行日前にされた土地若しくは建物の所有権又は借地権の取得に係る契約又は遺贈に基づいて一部施行日以後に取得する土地若しくは建物の所有権又は借地権

三 次に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権

イ 政党以外の政治団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる土地の所有権又は借地権を保有しており又は取得した場合において、一部施行日又は当該取得の日から一年以内(当該期間内に次号に規定する換地処分等)に当該土地に係る建物の所有権の取得が制限される期間があるときは、一年に当該期間を加えた期間以内とする。)に取得する当該土地(当該土地について次号に規定する換地処分等があったときは、当該換地処分等により取得した土地を含む。)の上の建物の所有権

ロ 政党以外の政治団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる建物の所有権を保有

政治資金規正法の一部を改正する法律案に対する修正案

政治資金規正法の一部を改正する法律案及び同報告書

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案

有しており又は取得した場合(当該建物の所有権を引き続き保有するために当該建物の敷地を使用する権原を新たに取得することが必要な事情があるときに限る。)において、一部施行日又は当該建物の所有権の取得の日から一年以内に取得する当該建物の敷地の借地権(当該借地権の取得が困難な事情があるときは、当該敷地の所有権を含む。)

四 政党以外の政治団体が、前三号に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権(この号に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権を含む。)に代えて、一部施行日以後に換地処分等(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)その他の法律による土地区画整理事業等の事業における換地処分その他の従前の土地若しくは建物の所有権又は借地権に代えて他の土地若しくは建物の所有権又は借地権を取得させる手続をいう。)により取得する土地若しくは建物の所有権又は借地権

2

土地若しくは建物の所有権又は借地権を保有している政党以外の政治団体の会計責任者が行う、一部施行日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出に係る新法第十二条第一項第三号の規定の適用については、同号イ及びハ中「所在及び面積」とあるのは「所在、面積及

び利用の現況(当該政治団体の事務所の用に供している場合にあつてはその旨、当該政治団体の事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該土地を現に使用している者ごとの用途、使用している面積、その者と当該政治団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額をいう。)」と、同号ロ中「所在及び床面積」とあるのは「所在、床面積及び利用の現況(当該政治団体の事務所の用に供している場合にあつてはその旨、当該政治団体の事務所以外の用に供している場合にあつてはその用途並びに当該建物を現に使用している者ごとの用途、使用している床面積、その者と当該政治団体及びその代表者との関係並びに使用の対価の価額をいう。)」とする。

第三条 新法第八条の四第二項の規定は、次に掲げる有価証券等(株券その他の有価証券その他の主として金銭等の運用の対象となるものとして同項の総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)については適用しない。

一 政党以外の政治団体が一部施行日前から引き続き保有している有価証券等

二 政党以外の政治団体が一部施行日前にされた有価証券等の取得に係る契約又は遺贈に基づいて一部施行日以後に取得する有価証券等
三 前二号に掲げるもののほか、政党以外の政治団体が、これらの号に掲げる有価証券等に代えて、一部施行日以後に従前の有価証券等に代えて他の有価証券等を取得させる手続に

より取得する有価証券等その他の総務省令で定める有価証券等

2 有価証券等を保有している政党以外の政治団体の会計責任者が行う、一部施行日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び一部施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出に係る新法第十二条第一項第三号の規定の適用については、同号中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項(第八条の四第二項の総務省令で定めるものにあつては、次に掲げる事項及び保有の目的。)」とする。

第四条 新法第十一条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後になされる支出について適用し、施行日前になされた支出については、なお従前の例による。

2 新法第十二条第一項(新法第十七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び第二項(新法第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日の属する年以後の年に係る新法第十二条第一項の規定による報告書及び施行日以後に新法第十七条第一項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日の属する年の前年以前の年に係るこの法律による改正前の政治資金規正法(以下「旧法」という。)第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧法第十七条第一項

の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

3 前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第五条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二百二十九条のうち政治資金規正法第十二条第一項第三号トの改正規定中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、を削り、同改正規定の前に次のように加える。

第八条の四第二項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

道路交通法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年四月十八日

衆議院議長 河野 洋平殿
参議院議長 扇 千景

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三條の九」を「第六十三條の十」に、「第七十一條の五」を「第七十一條の六」に改める。

第二條第一項第三号の二中「第四十八條の四第一項」を「第四十八條の四」に改める。

第十條に次の一項を加える。

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者は、

第六十三條の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分をできるだけ避けて通行するように努めなければならない。

第十五條中「第十條」を「第十條第二項若しくは第二項」に改める。

第四十四條の付記及び第四十五條の付記中「第一百十九條の三第一項第一号」を「第一百十九條の二第一項第一号」に、「第一百十九條の四第一項第一号」を「第一百十九條の三第一項第一号」に改める。

第四十七條の付記中「第一百十九條の四第一項第四号」を「第一百十九條の三第一項第四号」に、「第一百十九條の三第一項第二号」を「第一百十九條の二第一項第二号」に改める。

第四十八條の付記中「第一百十九條の三第一項第一号」を「第一百十九條の二第一項第一号」に、「第一百十九條の四第一項第一号」を「第一百十九條の三第一項第一号」に改める。

第四十九條第一項中「同じ。」の下に「又はパーキング・チケット(内閣府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他内閣府令で定める事項を表示するものをいう。以下同じ。)を発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するもの(以下「パーキング・チケット発給設備」という。))」を加え、同條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項中「第二項の」を削り、同項を同條第三項とする。

第四十九條の二第二項及び第四項中「同條第二項」を「同項」に改め、同條の付記中「第一百十九條の四第一項第一号」を「第一百十九條の三第一項第一号」に、「第一百十九條の三第一項第一号」を「第一百十九條の二第一項第一号」に、「第一百十九條の四第一項第三号」を「第一百十九條の三第一項第三号」に改める。

第四十九條の四第二項中「同條第二項の」を削る。

第五十一條第一項中「第四十九條第二項」を「第四十九條第一項」に改め、「及び第五十一條の三」を削り、同條第二十一項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十項」を「第二十一項」に、「第二十項」から前項まで「前三項」を「第十一項中「第七項から前項まで」に、「及び前項」を「及び前二項」に、「第十一項」を「第十二項」に、「第十四項」を「第十五項」に、「から第十項」を「から第十一項」に、「第九項又は第十項」を「又は第九項から第十一項まで」に、「第五

十一條の三」を「第五十一條の二の二」に、「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同條第二十二項とし、同條第二十項中「第十一項」を「第十二項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同條第二十一項とし、同條第十九項中「六月」を「三月」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同條第二十項とし、同條第十八項を第十九項とし、第十五項から第十七項までを一項ずつ繰り下げ、同條第十四項中「第十項」を「第十一項」に、「第五十一條の三」を「第五十一條の二の二」に改め、同項を同條第十五項とし、同條第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同條第十四項とし、同條第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、同條第十項中「前三項」を「第七項から前項まで」に改め、同項を同條第十一項とし、同條第九項の次に次の一項を加える。

10 警察署長は、前項の規定による公示をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第五十一條の二の次に次の一條を加える。
(報告徴収等)

第五十一條の二の二 警察署長は、第五十一條の規定の施行のため必要があるときは、

同條第六項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者又は同條第二十二項において準用する同條第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について

権原を有する者その他の関係者に対し、当該車両又は積載物に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察署長は、第五十一條の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

第五十一條の三を次のように改める。

(車両移動保管関係事務の委託)

第五十一條の三 警察署長は、第五十一條第五項及び第六項(同條第二十二項において準用する場合を含む。)の規定による車両(積載物を含む。以下この項において同じ。)の移動及び保管に関する事務(当該車両の移動、返還、売却及び廃棄の決定、同條第十六項の規定による命令、滞納処分その他の政令で定めるものを除く。)の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

2 前項の規定により警察署長から事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則 第二項については第百十七條の四第一号)

第五十一條の五の付記中「第一百十九條の四第一項第五号」を「第一百十九條の三第一項第五号」に改める。

第五十一條の八第三項第二号口中「第一百十九條

の三第一項第三号」を「第百十九条の二第一項第三号」に改める。

第五十一条の十二第七項中「刑法」の下に「(明治四十年法律第四十五号)」を加える。

第六十三条の四第一項を次のように改める。

普通自転車は、次に掲げるときは、第十七条第一項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。

二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

第六十三条の四第二項中「通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分」を「普通自転車が通行すべき部分として指定された部分(以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。)があるときは、当該普通自転車通行指定部分」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

第三章第十三節第六十三条の九の次に次の一条を加える。

(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第六十三条の十 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第六十四条中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改める。

第六十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

第六十五条に次の一項を加える。

4 何人も、車両(トロッピーバス及び道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業

(以下単に「旅客自動車運送事業」という。)の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百七条の二の二第四号及び第百七条の三の二第二号において同じ。)の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

第六十五条の付記を次のように改める。

(罰則 第一項については第百七条の二第一号、第百七条の二の二第一号 第二項については第百七条の二第二号、第百七条の二の二第二号 第三項については第百七条の二の二第三号、第百七条の三の二第一号 第四項については第百七条の二の二第四号、第百七条の三の二第二号)

第六十六条の付記を次のように改める。

(罰則 第百七条の二第三号、第百七条の二の二第五号)

第六十七条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に関しこの法律(第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、第七十一条の四第三項から第六項まで並びに第八十

五条第五項及び第六項を除く。)若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊(以下「交通事故」という。)を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、第九十二条第一項の運転免許証又は第百七条の二の国際運転免許証若しくは外国運転免許証の提示を求めることができる。

第六十七条の付記中「第二項」を「第三項」に、「第百九条の二」を「第百十八条の二」に改める。第七十一条第五号の四中「第三項までに」を「第三項まで若しくは第七十一条の六第一項若しくは第二項に」、「第三項まで又は」を「第三項まで、第七十一条の六第一項若しくは第二項又は」に改める。

第七十一条の三第二項本文中「の横」を「以外」に、「この条」を「この項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七十一条の四の付記中「第百九条の四第一項第六号」を「第百九条の三第一項第六号」に改める。

第七十一条の五の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初心運転者標識等の表示義務)」を付し、同条第三項を削り、同条第二項中「第八十四条第三項の大型自動車免許、中型自動車免許又は

普通自動車免許」を「普通自動車対応免許」に改め、「七十歳以上」の下に「七十五歳未満」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第八十五条第一項若しくは第二項又は第八十六条第一項若しくは第二項の規定により普通自動車を運転することができない免許（以下この条及び次条において「普通自動車対応免許」という。）を受けた者で七十五歳以上のものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

第七十一条の五の付記中「第一項」を「第一項及び第二項」に改める。

第四章第一節中第七十一条の五の次に次の一条を加える。

第七十一条の六 普通自動車対応免許を受けた者で政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該普通自動車対応免許に条件を付されているものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

2 普通自動車対応免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に当該普通自動車対応免許に条件を付されているものは、当該肢体不自由が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車

の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければならない。

（罰則）第一項については第二百二十一条第一項第九号の三、同条第二項

第七十二条第一項中「車両等の交通による人の死傷又は物の損壊（以下「交通事故」という。）を「交通事故」に、「当該車両等の運転者その他の」を「当該交通事故に係る車両等の運転者その他の」に改め、同条の付記中「については第一百七十七条の下に「第一項、同条第二項を加える。

第七十二条の二第三項中「第二十項まで」を「第二十一項まで並びに第五十一条の二の二に」、「同条第七項」を「第五十一条第七項」に改め、「この条の下に」及び「第五十一条の二の二」を加え、「同条第十項中「前三項」を「同条第十一項中「第七項から前項まで」に、「及び前項」と、同条第十一項を「及び前二項」と、同条第十二項に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「第五十一条の三」を「第五十一条の二の二」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改め、「対する」との下に「第五十一条の二の二

第一項中「同条第六項の規定により保管した車両の使用人等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者」とあるのは「第一百七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等の所有者

等」とを加える。
第七十四条の三第二項中「道路運送車両法の規定による軽自動車を使用して貨物を運送する事業」を「貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運送事業」に改める。
第七十五条第一項第一号中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「第三百三条第三項」を「第三百三条第四項」に改め、同条の付記中「第一百七十七条の四第五号」を「第一百七十七条の四第六号」に、「第一百七十七条の二第二号、第一百七十七条の四第六号」を「第一百七十七条の二第二号、第一百七十七条の四第六号」に、「第一百七十七条の二第三号、第一百七十七条の四第七号」を「第一百七十七条の二第五号、第一百七十七条の二第二七号」に、「第一百七十九条の三第一項第三号」を「第一百七十九条の二第一項第三号」に改める。
第七十五条の八第二項中「及び第五十一条」を「第五十一条及び第五十一条の二の二」に、「同条第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同条の付記中「第一百七十九条の三第一項第二号、第一百七十九条の四第一項第四号」を「第一百七十九条の二第一項第二号、第一百七十九条の三第一項第四号」に改める。
第八十五条第十項中「道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）を「旅客自動車運送事業」に改める。
第八十八条第一項第二号中「同条第七項」を「同

条第九項」に、「又は同条第四項」を「若しくは同条

第二項の規定による免許の拒否をされた日から起算して同条第十項の規定により指定された期間を経過していない者又は同条第五項に改め、「停止されている者」の下に「若しくは同条第六項の規定により免許を取り消された日から起算して同条第十項の規定により指定された期間を経過していな

い者」を加え、同条第三号中「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「同条第一項第四号に該当することを理由とするものを除く」を「同条第一項（第四号を除く。）に係るものに限る」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、「除いた期間」を「除いた期間。以下この号において同じ。」を経過

していない者若しくは第三百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第四項の規定による免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。）をされた日から起算して同条第八項の規定により指定された期間に、「これらの規定若しくは」を「同条第一項若しくは第四項、」に、「第三百三条第三項」を「第三百三条第四項」に改め、同条第四号中「同条第八項」を「若しくは第二項、同条第九項に、「第三百三条第三項又は第七七条の五第九項」を「第三百三条第四項又は第七七条の五第十項」に改める。

第九十条第一項ただし書中「第九項」を「第十二項」に改め、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三

官 報 (号 外)

号)第八條第十六項に規定する認知症(第百三
條第一項第一号の二において単に「認知症」と
いう。)である者

第九十條第一項第三号中「第六項」を「第八項」に
改め、同項第四号中「違反した者」を「違反する行
為(次項第一号から第四号までに規定する行為を
除く。)をした者」に改め、同項第六号中「いう。」
の下に「で次項第五号に規定する行為以外のもの」
を加え、同項第七号中「第百二條第三項」を「第百
二條第六項」に改め、同條第十一項中「第三項」を
「第四項」に、「第十項」を「第十三項」に改め、同項
を同條第十四項とし、同條第十項中「又は第二号」
を「から第二号までのいずれか」に改め、同項を同
條第十三項とし、同條第九項中「第四項」を「第五
項」に改め、同項を同條第十二項とし、同條第八
項中「第四項」を「第五項」に、「又は」を「若しくは」
に改め、「受けた時」の下に「又は第六項の規定に
より免許を取り消された時」を加え、同項を同條
第十一項とし、同條第七項中「第四項」を「第五項」
に改め、同項を同條第九項とし、同項の次に次の
一項を加える。

10 公安委員会は、第二項の規定により免許の拒
否をし、又は第六項の規定により免許を取り消
したときは、政令で定める基準に従い、十年を
超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を
受けることができない期間を指定するものとす
る。

第九十條第六項を同條第八項とし、同條第五項

中「第二項及び第三項の規定は、前項の規定によ
る処分について」を「第三項の規定は第五項の規定
による処分について、第四項の規定は前二項の規
定による処分について、それぞれ」に、「第二項中
「前項ただし書」を「第三項中「第一項ただし書」
に、「第四項」を「第五項」に、「前項第四号」と、第
三項」を「第一項第四号」と、第四項」に改め、「次
項」との下に「第二項」とあるのは「第六項」と
を加え、同項を同條第七項とし、同條第四項を同
條第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 公安委員会は、免許を与えた後において、当
該免許を受けた者が当該免許を受ける前に第二
項各号のいずれかに該当していたことが判明し
たときは、その者の免許を取り消すことができ
る。

第九十條第三項中「又は」を「若しくは」に改め、
「とき」の下に「又は第二項の規定により免許を拒
否しようとするとき」を加え、同項を同條第四項
とし、同條第二項中「前項ただし書」を「第一項た
だし書」に改め、同項を同條第三項とし、同條第
一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会
は、次の各号のいずれかに該当する者について
は、政令で定める基準に従い、免許を与えない
ことができる。

一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は
建造物を損壊させる行為で故意によるものを
した者

二 自動車等の運転に関し刑法第二百八條の二
の罪に当たる行為をした者

三 自動車等の運転に関し第百十七條の二第二
号又は第三号の違反行為をした者(前二号の
いずれかに該当する者を除く。)

四 自動車等の運転に関し第百十七條の違反行
為をした者

五 道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第
二百八條の二の罪に当たるものをした者

第九十五條第二項中「第六十七條第一項」の下に
「又は第二項」を加える。

第九十六條第六項中「第九十條第四項」を「第九
十條第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第
四項」に、「第百三條第三項」を「第百三條第四項」
に改める。

第九十六條の三中「第九十條第一項ただし書」の
下に「若しくは第二項」を加え、「同條第四項」を
「同條第五項若しくは第六項」に、「若しくは第三
項」を「第二項若しくは第四項」に改め、「取消し
又は第百七條の五第一項」の下に「若しくは第二
項」を加え、「同條第八項」を「同條第九項」に、「第
百三條第三項」を「第百三條第四項」に改める。

第九十七條の二第一項第三号中「次に定める」の
下に「検査及び」を加え、同号口中「イに掲げる」を
「イ及びロに掲げる」に改め、同号ロを同号ハと
し、同号イ中「以上の者」の下に「(イに掲げる者を
除く。)」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイ
として次のように加える。

イ 第八十九條第一項の規定により免許申請

書を提出した日における年齢が七十五歳以
上の者 公安委員会が内閣府令で定めると
ころにより行う介護保険法第八條第十六項
に規定する記憶機能及びその他の認知機能
(以下単に「認知機能」という。)に関する検
査(以下「認知機能検査」という。)及び当該
認知機能検査の結果に基づいて行う第百八
條の二第二項第十二号に掲げる講習

第九十七條の二第二項中「外国の行政庁」を「本
邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のあ
る機関」に改める。

第九十九條の二第四項第二号ハ及び二中「第百
十七條の四第八号」を「第百十七條の四第四号」に
改める。

第一百一條の三第一項本文中「次條第一項」の下に
「及び第二項」を加え、同項ただし書中「及び」の
下に「第二項、第百二條第二項並びに」を加え、「三
月」を「六月」に改める。

第一百一條の四第一項中「三月」を「六月」に改め、
同條第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、免許証の更新を受
けようとする者で更新期間が満了する日におけ
る年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満
了する日前六月以内にその者の住所を管轄す
る公安委員会が行った認知機能検査を受けてい
なければならぬ。この場合において、公安委
員会は、その者に対する同項の講習を当該認知
機能検査の結果に基づいて行うものとする。
第一百一條の四に次の一項を加える。

3 公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を記載した書面を送付するものとする。

一 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満のもの 免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第一項の規定により講習を受けていなければならない旨、当該講習を受けることができる日時及び場所その他当該講習に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

二 免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの 前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に前項の規定により認知機能検査を受けていなければならない旨、当該認知機能検査を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

第二百二条第五項中「及び第二項」を「から第五項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、第一項から第四項までの規定による適性検査に係る通知を受けた者が、当該通知された期日までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出した場合は、この限りでない。

第二百二条第四項を同条第七項とし、同条第三項

中「前二項」を「第一項から前項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項から前項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「公安委員会」を「前三項に定めるもののほか、公安委員会」に、「若しくは第二号」を「から第二号までのいずれか」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号の規定により認知機能検査を受けた者で当該認知機能検査の結果が認知機能に関し内閣府令で定める基準に該当するもの（以下この条において「基準該当者」という。）が第八十九条第一項の免許申請書を提出した場合において、その者が当該免許申請書を提出した日の一年前の日（その日以後に次の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときは、それぞれ同表の下欄に掲げる日）から当該免許申請書を提出した日の前日までの間に、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為のうち認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める行為（以下この条において「基準行為」という。）をしていた者であるときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときを除き、その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかにつき、臨時に適性検査を行うものとする。

一 この条（第五項を除く。）の規定による適性検査（第四項の規定によるものにあつては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受けたとき。	当該適性検査を受けた日の翌日
二 第七項ただし書の規定により診断書その者が第百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。）を提出したとき。	当該診断書を提出した日の翌日
三 認知機能検査を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき。	当該認知機能検査を受けた日の翌日

2 公安委員会は、前条第二項の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるものが第百一条第一項の更新申請書を提出し、又は第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をした場合において、その者が当該免許証に係る更新期間が満了する日の一年前の日（その日以後に前項の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときは、それぞれ同表の下欄に掲げる日）から当該更新申請書を提出し、又は当該免許証の更新の申請をした日の前日までの間に、基準行為をしていた者であるときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に同表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行うものとする。

3 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるもの（第一項に規定する者に該当する者を除く。）が第八十九条第一項の免許申請書を提出して免許を受けた場合において、当該免許を受けた日以後に基準行為をしたとき又は前条第二項の規定により認知機能検査を受けた者で基準該当者であるもの（前項に規定する者に該当する者を除く。）が第百一条第一項の更新申請書を提出し、若しくは第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をした場合において、当該更新申請書を提出し、若しくは当該免許証の更新の申請をした日以後に基準行為をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時

官 報 (号 外)

に適性検査を行うものとする。 一 その者が当該認知機能検査を受けた日以後に第一項の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたとき。 二 その者が当該基準行為をした日以後に、第一百一条第一項の更新申請書を提出し、又は第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしたとき。	「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「ものとし」の下に、「その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし」を加え、「同項の規定」を「第一項又は第二項の規定」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「又は」を、「若しくは」に改め、「する場合」の下に「又は前項の規定により免許を取り消す」とする場合を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。	2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。 一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。 二 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をしたとき。 三 自動車等の運転に関し第百七条の二第一号又は第三号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）。 四 自動車等の運転に関し第百七条の違反行為をしたとき。 五 道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるものをしたとき。	8 公安委員会は、第二項各号のいずれかに該当することを理由として同項又は第四項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。 第百三条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を	「第三号」に改め、同項第三号中「第百七条の四第三号若しくは第四号を」第百七条の二の二第二号若しくは第五号に改め、同条第五項中「前条第二項（同条第四項）を」前条第三項（同条第五項）に改め、同条第六項中「又は第三項」を、「第二項又は第四項」に改め、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改める。	第百四条第一項中「又は免許」を「若しくは免許」に改め、「とするとき」の下に、「第百三条第二項第一号から第四号までのいずれかの規定により免許を取り消そうとするとき」を加え、「同条第二項（同条第四項）を」同条第三項（同条第五項）に改め、「同条第一項第五号」の下に「又は第二項第一号から第四号までのいずれかを」を加え、同条第四項中「又は第三項」を「若しくは第四項」に、「取消し又は」を「取消し若しくは」に改め、「限る。」の下に「又は同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）」を加える。	第百四条の二第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に、「同条第一項第五号に係るものを除く」を「同条第一項各号（第五号を除く。）に係るものに限る。」若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第五号に係るものに限る）に改める。	「第三号」に改め、同項第三号中「第百七条の四第三号若しくは第四号を」第百七条の二の二第二号若しくは第五号に改め、同条第五項中「前条第二項（同条第四項）を」前条第三項（同条第五項）に改め、同条第六項中「又は第三項」を、「第二項又は第四項」に改め、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改める。 第百四条第一項中「又は免許」を「若しくは免許」に改め、「とするとき」の下に、「第百三条第二項第一号から第四号までのいずれかの規定により免許を取り消そうとするとき」を加え、「同条第二項（同条第四項）を」同条第三項（同条第五項）に改め、「同条第一項第五号」の下に「又は第二項第一号から第四号までのいずれかを」を加え、同条第四項中「又は第三項」を「若しくは第四項」に、「取消し又は」を「取消し若しくは」に改め、「限る。」の下に「又は同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）」を加える。 第百四条の二第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「第三項」を「第四項」に、「同条第一項第五号に係るものを除く」を「同条第一項各号（第五号を除く。）に係るものに限る。」若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第五号に係るものに限る）に改める。	項に改め、同条第三項中「第百三条第二項、第三項及び第七項」を「第百三条第三項、第四項及び第九項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項中」を「同条第四項中」に、「第百二条第四項」を「第百二条第七項」に改め、「第百四条の二の三第一項」との下に、「停止することができるとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合においては、その者の免許を取り消すことができるものとし」とあるのは「停止することができるとし」と、「第一項又は第二項」とあるのは「同項」とを加え、「同条第七項」を「同条第九項」に、「又は第三項」を、「第二項又は第四項」に、「準用する第三項」を「準用する第四項」に改め、同条第四項及び第五項中「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同条第六項中「第百三条第二項」を「第百三条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。 第百四条の三第一項中「若しくは第三項」を「第二項若しくは第四項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改める。 第百六条中「第四項、第七項若しくは第九項」を「第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項」に、「第三項、第六項若しくは第八項」を「第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、「第九十条第六項若しくは第百三条第五項」を「第九十条第八項若しくは第百三条第六項」
---	---	---	---	---	---	--	--	---

に改め、「」をしたとき」の下に、「認知機能検査を受けたとき」を加える。

第百六条の二第一項中「除く。」の下に「又は第二項各号」を加え、同条第二項中「第百二条第三項」を「第百二条第六項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

第百七条第三項中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改める。

第百七条の二中「関する外国」を「関する本邦の域外にある国若しくは地域」に改め、「いない国」及び「いる国」の下に「又は地域」を、「行政庁」の下に「若しくは権限のある機関」を加える。

第百七条の五第一項第二号中「違反したとき」の下に「(次項各号のいずれかに該当する場合を除く。)」を加え、同条第十項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第八項」を「第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「第百七条の五第八項」を「第百七条の五第九項」に改め、「及び第七項を削り、「又は第三項」を、「第二項又は第四項」に改め、「第百七条の五第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に、「前条第三項の規定」を「前条第四項の規定」と、同条第七項中「前条第一項又は第四項の規定」とあるのは「第百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は

は同条第九項において準用する前条第四項の規定」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第百三条第二項から第四項まで及び第七項」を「第百三条第三項から第五項まで及び第九項」に改め、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「停止すること

ができる」の下に「ものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができる」を、「範囲内で期間を定めて」の下に、「その者が第百七条の五第二項各号のいずれかに該当するものであるときは、同項の政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めて」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、「第二項」を「第三項」に、「第百三条第八項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項の規定により、」を「第一項若しくは第二項の規定により、」に、「第八項」を「第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第八項」を「第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項第二号に該当して同項」を「第一項第二号又は第二項各号に該当してこれら」に、「及び

第八項」を「及び第九項」に、「第百三条第二項(同条第四項)を「第百三条第三項(同条第五項)に改め、「(第一項第二号)の下に「及び第二項各号」を加え、「第百三条第二項」を「第百三条第三項」に、「又は第三項」を「若しくは第四項」に、「取消し又は」を「取消し若しくは」に改め、「同条第一項第五号に係るものに限る。」の下に「又は同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。)」を、「第百七条の五第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改め、「第百七条の五第一項第二号」の下に「及び第二項各号」を加え、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「同条第一項第五号に係るものを除く」を「同条第一項各号(第五号を除く。)」に係るものに限る。若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第二項第五号に係るものに限る。に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第百三条第八項」を「第百三条第十項」に、「前項の規定又は第八項」を「第一項の規定又は第九項」に、「第百三条第三項」を「同条第四項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。

二 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をしたとき。

三 自動車等の運転に関し第百七条の二第一号又は第三号の違反行為をしたとき(前二号のいずれかに該当する場合を除く。)

四 自動車等の運転に関し第百七条の違反行為をしたとき。

第百七条の五の付記中「第四項、第六項及び第九項」を「第五項、第七項及び第十項」に改める。

第百七条の六中「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に、「前条第二項」を「前条第三項」に、「第百三条第八項」を「第百三条第十項」に、「前条第九項」を「前条第十項」に改める。

第百七条の七第一項中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「第百三条第三項」を「第百三条第四項」に改める。

第百八条の付記中「第百七条の五第三号」を

平成十九年六月十四日 衆議院会議録第四十三号 道路交通法の一部を改正する法律案及び同報告書

で、当該運転者が酒に酔つた状態で当該車両を運転したときに限る。）

五 第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違

反した者(前条第三号の規定に該当する者を除く。)

六 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反した者(当該違反により運転者が酒に酔った状態で自動車を運転し、又は身体に第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第四号に該当する場合を除く。)

七 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反した者(前条第五号に該当する者を除く。)

第百十七条の三の次に次の一条を加える。
第百十七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第三項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体に第百十七条の二の二第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等(軽車両を除く。)を運転した場合に限るものとし、同条第三号に該当する場合を除く。)

二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第四項の規定に違反した者(当該同乗した車両(軽車両を除く。以下この号において同じ。)の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第百十七条の二の二第一号の政令で

定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同条第四号に該当する場合を除く。)

第百十七条の四第一号中「第五十一条の十二を「第五十一条の三(車両移動保管関係事務の委託)第二項、第五十一条の十二に、「又は第五十一条の十五を、第五十一条の十五に改め、(放置違反金関係事務の委託)第二項の下に、第百八条(免許関係事務の委託)第二項又は第百八条の二(講習)第四項」を加え、同条第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第四号とする。

第百十七条の五第三号中「第五十一条の三(指定車両移動保管機関)第四項」及び「第百八条(免許関係事務の委託)第二項」を削る。

第百十八条の二を第百十八条の三とし、第百十八条の次に次の一条を加える。

第百十八条の二 第六十七条(危険防止の措置)第三項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者は、三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十九条の二を削り、第百十九条の三を第百十九条の二とする。

第百十九条の四第一項第二号中「第四十九条第二項」を「第四十九条第一項」に改め、同条を第百十九条の三とする。

第百二十一条第一項第九号中「第九項」を「第十項」に、「第四項若しくは第六項」を「第五項若しくは

第七項」に改め、同項第九号の三中「第一項」の下に「若しくは第二項又は第七十一条の六(初心運転者標識等の表示義務)第一項」を加える。

第百二十三条中「第百十七条の二第二号若しくは第三号、第百十七条の四第五号から第七号まで」を「第百十七条の二第四号若しくは第五号、第百十七条の二の二第六号若しくは第七号、第百十七条の四第三号」に、「第百十九条の三第一項第三号、第百十九条の四第一項第五号」を「第百十九条の二第一項第三号、第百十九条の三第一項第五号」に改める。

第百二十五条第二項第二号中「第百十七条の二第一号の二」を「第百十七条の二第三号」に、「第百十七条の四第三号」を「第百十七条の二の二第一号」に改める。

第百二十六条第四項中「第百十九条の三又は第百十九条の四第一項第一号」を「第百十九条の二又は第百十九条の三第一項第一号」に改める。

別表第一中「第四十九条第二項」を「第四十九条第一項」に改める。

別表第二中「第百十九条の三」を「第百十九条の二」に、「第百十九条の四第一項第一号」を「第百十九条の三第一項第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第十条の改正規定、第十五条の改正規定、第五十一条の改正規定(同条第一項中「第四十九条第二項」を「第四十九条第一項」に改める部分を除く。)、第五十一条の二の次に一条を加える改正規定、第五十一条の三の改正規定、第五十一条の十二第七項の改正規定、第六十三条の四の改正規定、第六十三条の九の次に一条を加える改正規定、第七十一条第五号の四の改正規定、第七十一条の三の改正規定、第七十一条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七十二条の二第三項の改正規定、第七十四条の三第一項の改正規定、第七十五条の八第二項の改正規定、第百八条の四第三項第一号の改正規定、第百八条の二十六の改正規定、第百八条の二十九第二項の改正規定、第百八条の三十二第二項第六号の改正規定、第百十条の三第二項第三号の改正規定、第百十三条の三の改正規定、第百十七条の四第一号の改正規定(同号中「第五十一条の十二」を「第五十一条の三(車両移動保管関係事務の委託)第二項、第五十一条の十二」に改める部分に限る。)、第百十七条の五第三号の改正規定(「第五十一条の三(指定車両移動保管機関)第四項」を削る部分に限る。)、及び第百二十一条第一項第九号の三の改正規定並びに次条、附則第三条及び第十一条の規定、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日

二 第六十四条の改正規定、第七十五条第一項の改正規定、第八十八条第一項の改正規定、第九十条の改正規定、第九十六条第六項の改正規定、第九十六条の三の改正規定、第九十七条の二第一項の改正規定、第一百一条の三第一項の改正規定、第一百一条の四の改正規定、第一百二条の改正規定、第一百三三條の改正規定、第一百三三條の二の改正規定(同条第一項に係る部分を除く)、第一百四四條の改正規定、第一百四四條の二の改正規定、第一百四四條の三第一項の改正規定、第一百六六條の改正規定、第一百六六條の二の改正規定、第一百七七條第三項の改正規定、第一百七七條の五の改正規定、第一百七七條の六の改正規定、第一百七七條の七第一項の改正規定、第一百八八條の付記の改正規定、第一百八八條の二の改正規定、第一百二二條第一項の改正規定、第一百三三條の二の改正規定、第一百七七條の四第一項の改正規定(同号中「第五十一條の十二」を「第五十一條の三(車両移動保管関係事務の委託)第二項、第五十一條の十二に改める部分を除く。」、第一百七七條の五第三号の改正規定(「第一百八八條(免許関係事務の委託)第二項」を削る部分に限る。))及び第二百二一條第一項第九号の改正規定並びに附則第四条から第六条まで及び第十條の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(保管車両等に関する経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現にこの法律による改正前の道路交通法(以下「旧法」という。第五十一條第六項(同条第二十一項及び旧法第七十五條の八第二項において準用する場合を含む。))又は旧法第七十二條の二第二項後段の規定により保管されている車両、積載物又は損壊物等(旧法第五十一條第十一項(同条第二十一項並びに旧法第七十二條の二第三項及び第七十五條の八第二項において準用する場合を含む。))の規定によりこれらを売却した場合におけるその代金を含む。については、この法律による改正後の道路交通法(以下「新法」という。))第五十一條第十項及び第二十項(同条第二十二項並びに新法第七十二條の二第三項及び第七十五條の八第二項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(車両移動保管事務に係る経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に旧法第五十一條の三第一項に規定する指定車両移動保管機関(以下この条において単に「指定車両移動保管機関」という。))が同項の規定により保管している車両又は積載物(旧法第五十一條の三第三十項において準用する旧法第五十一條第十一項(同条第二十一項において準用する場合を含む。))の規定によりこれらを売却した場合におけるその代金を含む。に係る旧法第五十一條の三第一項に規定する車両移動保管事務

(以下この条において単に「車両移動保管事務」という。))については、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に指定車両移動保管機関が行った車両移動保管事務に係る旧法第五十一條の三第八項に規定する負担金等の納付、督促、徴収及び滞納処分並びに当該負担金等の請求権の消滅時効については、なお従前の例による。

3 第一項に定めるもののほか、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に指定車両移動保管機関が行った車両移動保管事務に係る処分に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求については、なお従前の例による。

4 指定車両移動保管機関の役員又は職員であつた者に係る車両移動保管事務(第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。))に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

(免許等に関する経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。))前に旧法第九十條第一項ただし書の規定による運転免許(以下「免許」という。))の拒否若しくは保留の基準、同条第四項の規定による免許の取消し若しくは

効力の停止の基準又は旧法第一百三三條第一項若しくは第三項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止の基準に該当したことを理由とする免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる免許の拒否又は取消しを受けた者に対するその者が免許を受けることができない期間の指定については、なお従前の例による。

3 第二号施行日前に旧法第七七條の五第一項の規定又は同条第八項において準用する旧法第一百三三條第三項の規定による自動車等の運転の禁止の基準に該当したことを理由として自動車等の運転の禁止をする場合における当該禁止の期間については、なお従前の例による。

第五条 新法第九十七條の二第一項第三号イの規定は、第二号施行日から起算して六月を経過した日の翌日以後に免許が失効した者について適用する。

2 新法第一百一条の四第二項の規定は、新法第一百一条第一項の更新期間が満了する日(新法第一百一条の二第一項の規定による免許証の更新を申請しようとする者にあつては、当該申請をする日)が第二号施行日から起算して六月を経過した日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用する。

第六条 旧法第二百二條第三項の規定により通知を受けた者は、新法第二百二條第六項の規定により通知を受けた者とみなす。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)

第七條 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「第一号の二」を「第三号」に改め、同条第三号中「第百十七條の四第三号若しくは第四号」を「第百十七條の二の二第一号若しくは第五号」に改める。

(自動車安全運転センター法の一部改正)

第八條 自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「第七十二條第一項」を「第六十七條第二項」に改める。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第九條 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「第百十七條の二第二号及び第三号、第百十七條の四第五号から第七号まで」を「第百十七條の二第四号及び第五号、第百十七條の二の二第六号及び第七号、第百十七條の四第三号」に、「第百十九條の三第一項第三号、第百十九條の四第一項第四号」を「第百十九條の二第二項第三号、第百十九條の三第一項第四号」に改め、同項の表第七十五條の付記の項中「第百十九條の三第一項第三号」を「第百十九條の二第二項第三号」に、「第百十九條の四第一項第四号」を「第百十九條の三第一項第四号」に改め、同表第百十七條の二第二号の項中「第百十七條の二第二号」を「第百十七條の二第四号」に改め、同表第百十七條の二第三号の項中「第百十七條の二第三号」を「第百十七條の二第五号」に改め、同項の次に次のように加える。

第百十七條の二の二第六号	第七十五條(自動車の使用者の義務等)第一項第三号(運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。)
第百十七條の二の二第七号	第七十五條(自動車の使用者の義務等)第一項第四号(運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。)

第十九條第一項の表第百十七條の四第五号の項中「第百十七條の四第五号」を「第百十七條の四第三号」に改め、同表第百十七條の四第六号の項及び第百十七條の四第七号の項を削り、同表第百十九條の三第一項第三号の項中「第百十九條の三第一項第三号」を「第百十九條の二第二項第三号」に改め、同表第百十九條の四第一項第四号の項中「第百十九條の四第一項第四号」を「第百十九條の三第一項第四号」に改め、同表第百二十三條の項中「第百十九條の三第一項第三号」を「第百十九條の二第二項第三号」に、「第百十九條の四第一項第四号」を「第百十九條の三第一項第四号」に改め、同条第二項中「第百十七條の二第二号及び第三号、第百十七條の四第五号から第七号まで」を「第百十七條の二第四号及び第五号、第百十七條の二の二第六号及び第七号、第百十七條の四第三号」に、「第百十九條の三第一項第三号」を「第百十九條の二第二項第三号」に改め、同条第四項中「第百十九條の四第一項第四号」を「第百十九條の三第一項第四号」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の項中「第百十七條の五第十項」を「第百十七條の五

第十一項」に改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十一條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第百七十一條のうち道路交通法第五十一條の三の改正規定を削り、同法第百八條の四第三項第一号の改正規定中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(罰則に関する経過措置)

第十二條 この法律(附則第一条第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為並びに附則第三条第一項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十三條 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢に対応して、交通事故の防止その他交通の安全と円滑を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 悪質・危険運転者対策の推進を図るための規定の整備

(一) 飲酒運転を行った者及び飲酒運転をするおそれがあると認められる者に対する呼気の検査を拒否した者に対する罰則を引き上げること。

(二) 酒気を帯びている者で飲酒運転を行うおそれがあるものに対し車両等を提供する行為及び自己の運送の要求等をして飲酒運転が行われている車両等に同乗する行為を禁止し、これらに違反した者等に対する罰則を整備すること。

(三) その運転に起因して人の死傷を生じさせた者で、救護義務に違反したものに對する罰則を引き上げること。

(四) 公安委員会は、一定の悪質な違反行為をしたこと等を理由として、免許を拒否し、又は取り消したとき等は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間等を指定することとする。

(五) 警察官は、違反行為を行い、又は交通事故を起こした運転者に運転を継続させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、運転免許証等の提示を求めることができることとする。

児であるとき、車道又は交通の状況に照らして歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき等には、歩道を通行することができるとすること。ただし、警察官等が、歩行者の安全を確保するため必要があると認めて歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでないこととする。

2 高齢運転者対策等の推進を図るための規定の整備

(一) 七十五歳以上の者は、運転免許証の更新を受けようとする場合には、運転免許証の更新期間が満了する日前六月以内に、認知機能に関する検査を受けなければならないこととし、公安委員会は、当該検査を受けた者が一定の基準に該当するときは、臨時に適性検査を行うこととする。

(二) 七十歳以上の者は、更新期間が満了する日の六月前から高齢者講習を受講することができることとする。

(二) 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないこととする。

(三) 七十五歳以上の者及び聴覚障害者は、普通自動車運転する場合においては、内閣府令で定める標識を表示しなければならないこととする。

(三) 地域交通安全活動推進委員の活動に、自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進を加えることとする。

(四) 七十五歳以上の者は、更新期間が満了する日の六月前から高齢者講習を受講することができることとする。

4 自動車の運転者は、助手席以外についても、座席ベルトを装着しない者を乗車させて自動車を運転してはならないこととする。

(五) 七十五歳以上の者及び聴覚障害者は、普通自動車運転する場合においては、内閣府令で定める標識を表示しなければならないこととする。

5 その他所要の規定を整備すること。

(六) 公安委員会は、一定の悪質な違反行為をしたこと等を理由として、免許を拒否し、又は取り消したとき等は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間等を指定することとする。

6 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

3 自転車利用者対策の推進を図るための規定の整備

二 議案の可決理由
本案は、最近における道路交通をめぐる情勢に対応して、交通事故の防止その他交通の安全と円滑を図るため、飲酒運転を行った者等に対する罰則の強化及び運転免許を取り消された場合における運転免許を受けることができない期間の延長、七十五歳以上の運転者に対する認知機能検査制度の導入、後部座席に係る座席ベルトの装着の義務付け等を行うものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

(一) 普通自動車は、その運転者が児童又は幼児であるとき、車道又は交通の状況に照らして歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき等には、歩道を通行することができるとすること。ただし、警察官等が、歩行者の安全を確保するため必要があると認めて歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでないこととする。

また、飲酒運転するおそれのあるものに車両を提供する等の飲酒運転の周辺者への取締りについては、適正かつ公平に行うこと。

する罰則の強化及び運転免許を取り消された場合における運転免許を受けることができない期間の延長、七十五歳以上の運転者に対する認知機能検査制度の導入、後部座席に係る座席ベルトの装着の義務付け等を行うものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年六月十三日

内閣委員長 河本 三郎

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、国・地方公共団体は、関係法令の適正かつ厳格な運用を行うとともに、飲酒運転・危険運転等根絶に向けて、飲酒に寛容な社会の意識改革を国民に求め、その違法性及び危険性をさらに周知徹底させるべきである。

また、飲酒運転するおそれのあるものに車両を提供する等の飲酒運転の周辺者への取締りについては、適正かつ公平に行うこと。

一、製造者の責務として、自動車の元來秘める危険性及び使用方法について、改めて国民に説明

を徹底させ、特に飲酒運転防止のためのアルコール検知機能付「インターロック装置」、交通事故前後の画像を保存する「ドライブレコーダー」をはじめ事故を未然に防止するあらゆるシステム開発を促進させるよう、当該業界に指導徹底するとともに、その普及等に向けて積極的に検討を行うこと。

一、飲酒運転の根絶をさらに進めるため、密閉されていないアルコール飲料を車両等に積載して運転する行為の禁止について検討すること。

一、高齢運転者の事故防止に当たっては、講習内容の充実、自主的な免許返納への優遇措置、代替交通手段の確保等の各種施策を総合的に検討し、効果的な対策に努めること。

また、高齢運転者に対する認知機能検査については、具体的な手続きや内容を適切なものにし、高齢運転者に過度の負担とならないものとするよう配慮すること。

一、聴覚障害者が普通自動車を運転する際の標識の表示義務については、周囲の運転者が聴覚障害者に配慮すべきことを周知徹底させるとともに、今後、聴覚障害者団体や関係者等の意見に十分留意し、必要に応じ見直しを検討すること。

一、聴覚障害者に対する普通自動車免許の付与条件の妥当性については、諸外国の状況に留意し、引き続き聴覚障害者団体や関係者等との意見交換を実施し、必要に応じ見直しを検討すること。

こと。

一、児童・幼児の自転車乗用時の乗車用ヘルメットの着用について、教育機関等と連携し、保護者や児童に広く周知し、その促進に努めること。また、今後の着用率の推移を見ながら、義務化について、引き続き検討を行うこと。

一、国は、交通事故を減少させ、道路交通の安全を確保するために総合的な交通安全対策をさらに積極的に進めていくこと。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五番地虎ノ門二丁目二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
二二〇円	二二〇円